

平成22年12月第5回八街市議会定例会会議録（第1号）

1. 開議 平成22年12月14日 午前10時25分

1. 出席議員は次のとおり

4番 石井孝昭
5番 桜田秀雄
6番 林修三
7番 山口孝弘
8番 小高良則
9番 湯浅祐徳
10番 川上雄次
11番 新宅雅子
12番 横田義和
13番 鯨井眞佐子
14番 加藤弘
15番 山本邦男
16番 京増藤江
17番 右山正美
18番 小澤定明
19番 京増良男
20番 丸山わき子
21番 中田眞司
22番 古川宏史

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北村新司
副	市長	高橋一夫
教	育長	川島澄男
総	務部長	浅羽芳明
市	民部長	森田隆之
経	済環境部長	並木敏
建	設部長	糸久博之
会	計管理者	江澤弘次

教育委員会教育次長	越川みね子
農業委員会事務局長	藤崎康雄
監査委員事務局長	秋山昇
選挙管理委員会事務局長	長谷川淳一
財政課長	加藤多久美
水道課長	醍醐文一
国保年金課長	石毛勝
介護保険課長	醍醐真人
下水道課長	吉田一郎
学校給食センター所長	石川孝夫
総務課長	長谷川淳一
厚生課長	藏村隆雄
農政課長	加瀬芳之
道路河川課長	勝股利夫
庶務課長	河野政弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	今井誠治
副主査	鯨岡修子
主査	小川正一
主査補	吉田美恵子
主事	武藤佳人

+

+

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第1号）

平成22年12月14日（火）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 閉会中の継続審査の件
議案第12号から議案第19号
委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第4 発議案の上程
発議案第11号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第5 請願の上程

請願第 22 - 3 号

紹介議員の説明

日程第 6 議案の上程

議案第 1 号から議案第 9 号

提案理由の説明

+

○議長（古川宏史君）

本日、平成22年12月第5回八街市議会定例会は、ここに開会される運びとなりました。

この定例会は、発議案1件、請願1件、議案9件が提出されることになっています。

慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまから、平成22年12月第5回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は19名です。したがって、この定例会は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく本定例会の出席者は配付のとおりです。

決算審査特別委員長から付託事件の審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている損害賠償額の決定についての報告1件が議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定に基づき、丸山わき子議員、京増良男議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件につきましては、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○山本邦男君

おはようございます。北村新市長のご就任、誠におめでとうございます。

また、石井孝昭議員の初当選、おめでとうございます。

新市長におかれましては、初の議会になろうかと思いますが、師走ももう半ばに達しました。大変慌ただしい議会になろうかと思いますが、充実した議会であるよう願うところでございます。

それでは、平成22年12月定例会の会期等を協議するため、去る12月3日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

12月定例会に上程される案件は、発議案1件、請願1件、議案9件であります。

次に、一般質問の通告が、代表質問が4人、個人質問が10人からありました。

以上の案件を審議するため、12月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から12月27日までの14日間と協議決定をいたしましたので、この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（古川宏史君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は、本日から12月27日までの14日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

会期は14日間に決定しました。

日程第3、閉会中の継続審査事件でありました、議案第12号から議案第19号を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

○湯浅祐徳君

報告する前に、北村新市長、就任、誠におめでとうございます。また、石井孝昭議員、誠に当選、おめでとうございます。

また、新市長には、手腕を期待するところでございます。

それでは、委員長報告を申し上げます。

決算審査特別委員会に付託されました、平成21年度八街市一般会計、各特別会計歳入歳出及び水道事業会計の決算の認定について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本特別委員会は、先の平成22年9月第3回定例会において設置され、同時に各会計決算の認定について付託されました。

また、審査の都合により閉会中の継続審査の議決を得て、去る10月4日、5日、6日の3日間にわたり、市長、副市長及び各関係部課長等の出席を求め、開催いたしました。

それでは、各決算ごとの審査結果を要約して、主なものをご報告申し上げます。

議案第12号、平成21年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

「本決算は、歳入決算額193億1千309万7千55円、歳出決算額185億3千595万8千876円で、歳入歳出差引額7億7千713万8千179円のうち、3億1千400万円を一般会計財政調整基金に積み立て、1億22万9千179円を平成22年度へ繰り越しするものです。」

審査の方法は歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査しました。

審査の過程において委員から、まず、歳入では、「平成21年度は、八街市の集中改革プランの最終年度であったが、この行財政執行に対してどのように評価されるのか伺う。」という質疑に対して「集中改革プランにつきましては、平成17年度から21年度までの5カ年という計画期間のもとに、その推進に努めてきたということであります。全体的に目標額として25億円というところを目指して、この5年間、行財政改革の取り組みをしてきたところではありますが、最終的には、その目標額を若干上回る105パーセント程度の達成率ということになりまして、一定の成果があったものというふうに認識をしております。」という答弁がありました。

次に、「財源確保について、入札の改善として落札率の問題があるが、落札率の平均が86.7パーセントとのことだが、低落札について一般・指名、それぞれのくらい、何件あったのか伺う。」という質疑に対して「平成21年度の216件の入札のうち、落札率が85パーセントを切った案件については、工事につきましては15件ありました。内訳としては、一般競争入札で12件、指名競争入札で3件ということであります。」という答弁がありました。

次に、「市税に関して、個人分は0.3ポイントプラスというような説明があったが、これは市税等徴収対策本部を設置し、その活動が成果を結んだというように考えてよろしいのか伺う。」という質疑に対して、「徴収率の増についてですが、平成20年度と平成21年度の現年課税分の徴収率について比較してみますと、法人市民税につきましては、0.3ポイントほどの減となったわけですが、その他の個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税につきましては、いずれも増となっております。これにつきましては、平成20年度に副市長を本部長として立ち上げました市税等徴収対策本部の中で、夜間窓口の開設、コンビニ収納の開始、多重債務者を対象とした弁護士無料相談の開始、その他たくさんの施策を実施してきた成果であると考えております。」という答弁がありました。

次に、「収納の対策について、八街市は市税等徴収対策本部を置いて集中滞納整理というのを進めてきており、その中で差し押さえ、インターネット公売など、より滞納整理を進めてきているところだが、それぞれの体制、差し押さえの件数、処理額等について伺う。」という質疑に対して「平成17年度に納税課を創設し、それ以後、徴収の強化を図ってきております。差し押さえについては、平成21年度には443件実施し、この対象税額は約5億7千万円であります。内訳は、不動産が334件、預貯金71件、給与3件、その他23件のほか、搜索で差し押さえた動産12件となっております。搜索につきましては、平成20年度に3回、21年度に10回の搜索を実施し、合わせて63点の差し押さえをしております。これらすべてをインターネット公売で売却しております。また、差し押さえにより、実際税金に充当された金額は、平成21年度につきましては、差し押さえによるものが2千330万円、交付要求によるものが約4千100万円、合わせて6千400万円ほどの額が税の方に充当されております。」という答弁がありました。

次に、「市税減免要綱が作られているわけであるが、この要綱に沿って利用した市民というのはどのくらいいるのか伺う。」という質疑に対して、「平成21年度の状態では、軽自動車税165件、市県民税8件、固定資産税・都市計画税111件の減免をそれぞれ行っております。」という答弁がありました。

次に、「総務手数料のうち、戸籍住民基本台帳手数料の中の住民基本台帳カード交付手数料について、カードの内容と発行数について伺う。」という質疑に対して「住民基本台帳カードについて、写真付きの身分証明書として使っていただくカードと、主に税の関係の方でお使いいただく写真なしのカードということで、両方合わせまして、425枚を昨年発行しております。このうち、写真付きにつきましては、371枚発行しております。」という答

弁がありました。

次に、「一括交付金化について、国の補助金確保に向けた取り組みについての考えを伺う。」という質疑に対して「制度そのものは悪いとはいませんが、その制度の中で国がどのような配分をするかということ、これからもよく見きわめて、政府に対して意見を申し出ていくべきと考えております。」という答弁がありました。

次に、「国は、この経済悪化に対し、地域活性化として、生活対策臨時交付金、きめ細かな臨時交付金等を実施してきたところである。きめ細かな臨時交付金の活用と効果はどうであったのか伺う。」という質疑に対して「地域活性化・きめ細かな臨時交付金については、地域の中小企業の受注機会の確保を図るということで、金額が1千万円以下の公共施設の修繕関係を中心にいたしまして、すべて繰越明許により、平成22年度に行っておるところであります。これについては、老朽化しております公共施設の修繕等が前倒しできたということで、本市にとっては、貴重な交付金であると考えております。」という答弁がありました。

次に、「教育費委託金のうち、問題を抱える子ども等の自立支援事業委託金について、平成21年度は実際にどのような活動内容であったのか伺う。」という質疑に対して「主に特別支援センター『ナチュラル』の活動資金として使われております。」という答弁がありました。

次に、「土地売払収入、公用車売払収入及び消防車売払収入について、詳しい内容を伺う。」という質疑に対して「土地売払については、普通財産の売り払いであり、3カ所ということで、1点目が文違1号線の関係の普通財産と、もう2点は赤道の廃止関係であります。普通財産にして、それを近隣の地権者に売買したということであり、文違1号線については、大関の字岡台103番5と、字向153番5の土地であります。赤道については、屋敷添ほの30番19と、ほの29番18を普通財産に変えまして、それを売却したというものであります。公用車の売り払いについては、4台分であり、市長車をはじめとする公用車を売却した収入であります。消防車の売り払いについては、夕日丘区15分団の車両更新に伴いまして、旧車両の売却収入であります。」という答弁がありました。

次に、「雑入のうち、弁償金について、都市施設等破損に伴う損害賠償金91万4千円とはどのような内容のものだったのか伺う。」という質疑に対して「駅北側の駐輪場の蛍光灯23本、蛍光灯の器具1台、ボラードと呼ばれる車止めが5台ほど壊されました。それを壊した方から市の方へ弁償金ということで、お金が納付されたものであります。」という答弁がありました。

次に、歳出2款総務費では、「賃金について、臨時職員の比率は全体の正規職員と合わせると、30.6パーセントであるということは、かなり高い比率だと考えられるが、この臨時職員の雇用に関わる要綱はあるのか伺う。」という質疑に対して「特に要綱等はありません。それぞれ、現場サイドの中で、どうしても臨時職員が必要だという判断がある中で、財政的な面、あるいは必要度等について、財政課と総務課等と協議して、臨時職員の雇用をしているというような状況であります。」という答弁がありました。

次に、「委託費について、全体では1億1千万円の増となっているが、この増となった原因は何なのか伺う。」という質疑に対して、「平成21年度決算額が平成20年度に比べて大きく増えたところではありますが、4款衛生費の関係が8千万円ほど増えております。これについてはクリーンセンター関係の管理業務が2千万円ほど増えており、また、再処理化業務が始まったということで、この経費が4千万円ほど増えております。委託については、経常的な経費として、ここ数年かなりの額を計上しておりますので、一般行政経費であるため、なるべく委託費を下げしていく努力も今後は必要ではないかと考えているところでもあります。」という答弁がありました。

次に、「中小零細業者の仕事確保が今本当に求められているが、小規模公共事業の件数を増やすこと、あるいは50万円以下という範囲を広げるというような検討も必要ではなからうかと思われるが、どのように検討されているのか伺う。」という質疑に対して「小規模公共事業の件数につきましては、小中学校の修繕と市営住宅の修繕が、ほぼ9割弱を占めているということで、本年度につきましても、ある程度、予算の確保をし、枠という形で若干増やした経緯があります。その関係上、平成23年度につきましても、引き続き、どのくらい増額ができるかどうかということで、今、財政課の方では考えているところでもあります。なお、その小規模の内容について、50万円以下という範囲をもう少し広げられないかということにつきましては、まだ、財政課の方では検討課題とはなっていないというのが現状であります。」という答弁がありました。

次に、「一般管理費のうち、職員研修費について、180万円という平成20年度の実績から、平成21年度は150万円という決算になっているが、職員研修として十分この決算で足りたと解釈していいのか伺う。」という質疑に対して「金額的には、確かに減額されておりますけれども、延べ人数では、研修の人数が庁内研修が490人、派遣研修では81人と、合計571人の職員が研修を受講しておりますので、前年度と比較して、それほど落ちたという印象は持っておりません。」という答弁がありました。

次に、「人事評定者研修について、行政職6級以上の職員の13名が参加したとのことであるが、5年という歴史が経過して、実際に行われた評定を、どのように活用しているのか伺う。」という質疑に対して、「この人事評定者研修を行うことによって、職員の資質の向上につながればというのが、最終的な目標であります。この評価を行うことによって、評価する側とされる側で、お互いに目標設定がされ、その目標設定によって各項目ごとに、自分が今どういう段階だということが明らかになってくるものであります。そのようなことを通じて、職員が日頃から気づかない点が明らかになってくるものであり、それが職員の資質の向上、レベルアップにつながればというように考えているところです。」という答弁がありました。

次に、「一般管理費のうち定額給付金給付事業費について、執行残の返還は何人分のものであったのか伺う。」という質疑に対して、「98.7パーセントの支給率であり、日本人の給付対象が7万5千601人、うち給付したのが7万4千633人、また外国人の給付対

象が1千404人であり、そのうち1千216人に対して給付しております。」という答弁がありました。

次に、「秘書関係費の市長交際費について、今後は市民の血税をどう使っていくのかという点で、割り切った取り組みが必要ではないかと思われる。来年度の交際費はもっと減らしていただいて、市民が納得いくような対応をしていただきたいと考えるがいかがか。」という質疑に対して「交際費につきましては、平成13年度から毎年節約いたしまして、現在、当時から比較しますと既に40パーセントの減額ということで、21年度につきましても、前年度と比較いたしますと、件数にして30件、金額にいたしまして22万円強の節約をしてきたところであります。」という答弁がありました。

次に、「広報費のうち、広報やちまたの発行について、現状ではA3判の見開きであるが、一部ではA4判にできないかという声もある。この大きさについて、このまま継続するという考えであるのか伺う。」という質疑に対して「広報につきましては、来年度から月2回の発行を現在考えており、なおかつ文字を若干大きくすることを今検討しておりますが、全体の紙の大きさにつきましては、他市等も現在の書式使用が一番多いということで、現在のものと考えております。」という答弁がありました。

次に、「財産管理費のうち、契約事務費について、同じ業者がずっと仕事をとっているところでは、大変公平性・透明性に欠けていると思われるが、その改善策について、どのように考えるか伺う。」という質疑に対して「入札の審査会にかけて指名業者の選定等を行い、開札しておりますので、結果として同一の業者が落札したということで、その同一の業者を次年度から排除するという事は考えづらいと思われまます。」という答弁がありました。

次に、「企画費のうち、千葉県JR線複線化等促進期成同盟負担金について、榎戸駅等の利便性の向上のための、平成21年度のJRに対する活動状況について伺う。」という質疑に対して「八街駅、榎戸駅、双方の施設関係の整備、あるいは快速電車、普通電車の増発、増結等をトータルでお願いをしております。また、榎戸駅について、バリアフリー化の関係から既存の跨線橋にエレベーターを設置をするという話がありますが、その前段として、地元あるいは市として要望している東口の改札がどうにかならないか、またそういったことに関して一定の金額を市が負担することにつきましても、再度、JRの方に金額的な部分の算定も含めて要請に行ってきたというような活動経過になっております。」という答弁がありました。

次に、「総合計画策定事業費の総合計画策定業務について、市民との協働を打ち出している以上、市民と一緒に作れるものではないか考えるが、コンサルタントに頼まなければならないような難しい内容であったのかどうか伺う。」という質疑に対して「難しいものという判断で外注をしたということではなく、職員が策定作業に時間を費やせるようにするため市民意識調査の取りまとめなど、手間のかかるものを委託したということでありまます。基本的には市民会議の開催もしておりますし、庁内の策定本部というようなところも順次開催を

して策定作業を進めてきた経緯がありますので、計画の取りまとめにあたりましては、そのあたりを十分中心に据えた上で策定をしてきたわけで、コンサルタントから提供された内容をそのまま計画書に記述したものではないというところは、ご理解をいただきたいと思えます。」という答弁がありました。

次に、「交通安全対策費のうち、交通安全施設整備事業費のカーブミラー等設置工事について、昨年より決算額で増えているが、何基設置されたのか伺う。」という質疑に対して「カーブミラーの設置につきましては、平成21年度は19カ所の設置であり、ほぼ希望どおりの設置ができたと考えております。」という答弁がありました。

次に「交通安全施設整備事業費について、予算は794万円であったが決算は640万円ということで、予算が150万円ほど余っている。もっと高規格のカーブミラーを付けるような対応ができたのではないかと考えるがいかがか。」という質疑に対して「高品質カーブミラーにつきましては、従来のカーブミラーに対し、3倍程度の設置費用がかかります。交差点設置となりますと、設置しても車両に当たらないような場所でない、毎年修繕費に大分費用がかかり、また、直接職員がカーブミラー等の交換業務をしておりますが、重量がかなりあり、職員では替えられないものですので、ある程度の交差点が広いような危険箇所というところで協議して設置している現状であります。」という答弁がありました。

次に、「電算業務費のうち、電算管理費の備品購入費で、情報系スパム対策機器について、市役所各課、出先機関に配信されるメールのうちコンピューターウイルスなどを含んだ悪質なメールが増えたという要因等はあるのか伺う。」という質疑に対して「スパムも含めて、全体にシステムに対する脅威になるような、いろいろなメールが送られてくるということがありまして、営業として使われているものを含んだものも送られてくるような状況があり、そのために対策を施したということです。特に、市町村間のやりとり、あるいは県、国とのメールのやりとりの中において、そういう問題が出てきたということではないということで、ご理解いただきたいと思えます。」という答弁がありました。

次に、「諸費のうち、国際交流事業費について、今、現実的には国際交流が文化的な感覚で行われていると思われるが、八街の特産品の農産物を交流の中で輸出的な感覚で拡大していくというようなことを、あわせて行っていくような考えはないか伺う。」という質疑に対して「文化交流だけに限定することで協議が整って中国濰坊市と友好関係の提携をしたわけですが、これからは、日本のブランド産品を中国へ売るといったような政策も大事であると考えられます。濰坊市は八街市と同じく野菜の本場ですが、これからは、これを活用した人的交流等、いろいろな形の交流を検討していくことも必要ではないかと考えております。」という答弁がありました。

次に、歳出3款民生費について、「社会福祉総務費のうち、社会を明るくする運動運営費の中の講師等謝礼について、毎年、有識者や、すばらしい方に講演をいただいて、社会を明るくする運動にふさわしい講演をされているわけであるが、この1万円の謝礼という形ではあまりにも少ないのではないかと考えるがいかがか。」という質疑に対して「平成21年度

につきましては、交通安全協会の方に交通整理を委託した関係で、5名で1万円という形で経費を計上しております。講師の謝礼につきましては、予算は2万円計上しましたが、今回、八街少年院の院長さんに講師をお願いしたので、講師の謝礼金はお支払いしておりません。今後の講師につきましては、更生保護団体や、それに関係する方に依頼し、限られた予算の中で、やりくりしていきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「障害者福祉費のうち、幼児ことばの相談室運営費について、平成21年度は、相談・指導延べ人数が1千322名、相談・指導件数が194件という報告がなされているが、これは平成20年度と比べてどのようであったのか伺う。」という質疑に対して「平成20年度では件数が194件、延べ人数で1千177人です。平成21年度は件数は194件で変わりありませんが、延べ人数は1千322名と増えております。」という答弁がありました。

次に、「難病療養者支援事業費について、何名の方に、どのくらい支給しているのか。また、2千円で変わらないのか伺う。」という質疑に対して「上半期・下半期と2回に分けて支出しております。上半期については334名、下半期については324名でありました。また、2千円で変わっておりません。」という答弁がありました。

次に、「老人福祉費のうち、緊急通報装置設置管理事業費について、21年度実績で420台とのことであるが、今までの累計は何台になるのか。また、ひとり暮らしのお年寄りの何割ぐらいに行きわたっているのか伺う。」という質疑に対して「1年間で契約した台数がありますが、平成15年度が370台、16年度が382台、17年度が402台、18年度につきましては411台、19年度が410台、20年度が418台、21年度が420台であります。また、この緊急通報装置の設置につきましては、ひとり暮らしだけではなく、65歳以上のご夫婦の方も入っております。実際のひとり暮らしの何パーセントの方が、これを付けているかということについては、さまざまなサービスを受けるために世帯分離をしているという場合もあることから、実際のひとり暮らしの件数というのは、現在、把握できていないのが現状であります。」という答弁がありました。

次に、「児童福祉総務費のうち、家庭児童相談員について、現在の家庭相談員が受け付けている相談件数はどのような状況なのか伺う。」という質疑に対して「家庭児童相談室という形をとっており、児童相談を主に受け付けております。児童相談の中には、虐待相談、あるいは虐待以外の児童相談があり、平成21年度におきましては、児童相談件数の延べ件数といたしまして、相談件数に対応したのが、1千165件であります。その内訳といたしましては、児童の虐待相談の延べ件数が941件であり、残りは虐待以外の相談で、延べ224件となっております。」という答弁がありました。

次に、「次世代育成支援対策費のうち、行動計画策定業務について、なぜ、策定業務を委託しなければならなかったのか伺う。」という質疑に対して「職員が策定するということになりますと、児童家庭課の業務内容を考えたとき、各種手当の申請や支給等の手続きがかなり多く、また、平成21年度につきましては、従前の業務に加え、新たに子育て応援特別手当

+

支給事業の事務処理を行うこととなりましたので、大変難しい状況であったと考えております。そうしたことから、前期と同様に専門的なノウハウを持ったコンサルタントに業務委託をいたしまして、策定作業を進めたという状況であります。」という答弁がありました。

次に、「児童福祉施設費のうち、児童クラブ管理運営費について、今、児童クラブに対しての期待も大変高まっており、年々待機者も増えていると思われるが、待機者の状況はどのように変化しているのか伺う。」という質疑に対して「9月1日現在の児童クラブの入所状況は、八街児童クラブは入所者数が66名、八街北が35名、川上が35名、朝陽が60名、交進が30名、二州10名、笹引26名、沖8名、八街東55名で、325名の入所者がおります。待機児童については、八街児童クラブが9月1日時点で5名の待機、川上が6名、朝陽が12名、八街東が9名、合計で32名が待機者となっております。」という答弁がありました。

次に、「生活保護費について、無料低額宿泊所の現在の入所状況は前年度と比べてどのようになっているのか伺う。」という質疑に対して「平成21年度末の入居者数は40名、平成22年8月末現在の入居者数は51名です。」という答弁がありました。

次に、「八街市は指導要綱を作ったが、この指導要綱がどのように活用されているのか伺う。」という質疑に対して「指導要綱の活用にあたっては、新規に無料低額宿泊所開設の相談等あった場合、この要綱に基づいて事前相談、事前協議等を行うよう指導しております。また、現在あります施設につきましては、必要に応じて収支決算書の提出を求めることとなっておりますが、今年度につきましては、まだ、実施しておりません。」という答弁がありました。

次に、「生活保護費の中の保護施設事務費について、どのような目的で支払われているのか伺う。」という質疑に対して「保護施設事務費につきましては、生活保護を受けていて、かつ身体上、または精神上に著しい障がいがある方で、1人では生活できない方を入所させている施設に対しまして、入所者に要する食糧や衣料費、光熱水費、日用品費等の生活費を支払っているものであります。現在3名が入所しております。」という答弁がありました。

次に、「介護保険費について、低所得者のサービスに対する助成制度を再度復活していく必要があると考えるがいかがか。」という質疑に対して「現時点におきまして、1割の負担でサービスが利用できるという制度を維持しておりますので、利用料の軽減につきましては考えておりません。」という答弁がありました。

次に、歳出4款衛生費について、「保健衛生総務費のうち、保健推進員について、現在、何人でどのような活動をしていただいているのか伺う。」という質疑に対して「保健推進員さんにつきましては、現在31名おります。活動内容としましては、1歳6カ月児の健康診査事業の協力、離乳食教室の事業の協力、それから、子宮頸がん検診事業の協力、運動伝達講習会の実施、子育て支援伝達講習の実施等であります。」という答弁がありました。

次に、「予防費のうち、各種予防費のインフルエンザの予防接種者数について、高齢者は7千34名ということであるが、これは、65歳以上の八街の人口に対して何パーセントぐ

らいになるのか伺う。」という質疑に対して「対象者が1万4千210人おりまして、受診者が7千34人、受診率が49.5パーセントとなっております。」という答弁がありました。

次に、「健康増進費のうち、健康増進事業費のがん検診の受診に関して、がん検診の受診率は、前年度と比べてどのくらい増えているのか伺う。」という質疑に対して「胃がん検診につきましては、平成20年度と平成21年度を比較しますと、約2.5パーセントほど伸びております。大腸がんにつきましては、約4パーセントほど伸びております。それから、子宮頸がん検診につきましては3.6パーセント、乳がん検診につきましては4.6パーセント、肺がん・結核につきましては1.3パーセントほど伸びております。」という答弁がありました。

次に、「環境衛生費のうち、リサイクル推進費について、平成20年実績が852万円に対し、平成21年度は約406万円と、半分ぐらいに減っているのはなぜか伺う。」という質疑に対して、「平成20年度までにつきましては、リサイクル事業協同組合にキロ5円、資源回収実施団体と同じ額を支出しておりましたが、平成21年度からは、組合の方はゼロということになりましたので、その分が減っております。」という答弁がありました。

次に、「環境衛生費のうち、温暖化対策について、CO₂削減のため、クリーンセンターでは今後どのような取り組みをされるのか伺う。」という質疑に対して「焼却に伴う二酸化炭素の排出をなくすことは不可能ではありますが、プラスチック類をできるだけ焼却ではなくリサイクルをしていきたいというように考えており、今実行しております。このCO₂削減についての計画は、現段階では作成というところまで至っておりません。」という答弁がありました。

次に、「公害対策費のうち、不法投棄監視対策費の産業廃棄物不法投棄監視業務について、58回の監視業務の業務体制と運行体制について伺う。」という質疑に対して「警備会社によります58回の監視であります。市で指定しております29カ所につきましては、週末に夜間を含め8時間のパトロールを委託しているものであります。なお、平成21年度におきまして、その29カ所以外で新規に発見した現場につきましては13件ありました。そのうち、野焼きが7件、廃材等の不法投棄・堆積が6件でありました。その現場につきましては、北総県民センターと連絡をとりまして、指導できるものは、即指導していただいております。」という答弁がありました。

次に、「雑草刈取事業費について、空き地の雑草刈り取りであるが、雑草があっても住んでいない場合どのようにするのか伺う。」という質疑に対して「空き地につきましては条例で定めておりますので、手続的にはやっておりますが、空き家につきましては、照会により地権者を調べ、連絡をしております。ただ、通知が戻ってきたり、居場所がわからないというようなケースが非常に多く見かけられます。」という答弁がありました。

次に、「上水道費のうち、八ッ場ダムへの出資金710万円があろうかと思われるが、今後の事業計画はどうなるのか伺う。」という質疑に対して、「今後どういった展開に入って

+

いくのかというところは、非常に難しいところがあるわけですが、基本的には6都県の方向性としましては、水需要に安定的に応えること、それと地下水から表流水への転換という1つの大きな目的もありますので、八ッ場ダム事業そのものについては、受益の自治体としては推進をしていく方向性の考え方に、変更はないものというように理解しております。」という答弁がありました。

次に、歳出5款農林水産業費について、「農業振興費のうち、有害鳥獣駆除対策費について、現状として平成21年度はどのような状況だったのか伺う。」という質疑に対して「平成21年度の実績について、カラスにつきましては209羽であり、猟銃による捕獲が139羽、箱なわによる捕獲が70羽であります。また、狸、ハクビシンにつきましては、1頭ずつ捕獲しております。」という答弁がありました。

次に、「農業後継者対策事業費について、農業後継者対策事業補助金が若干使われたようであるが、農家人口、農家戸数の減少状況というのは、担当課はどのように受け止めているのか伺う。」という質疑に対して「農家戸数につきましては、農家組合連合会に加入されている農家戸数で申し上げますと、1千300戸ということで、平成17年の農業センサスの当時は1千577戸ということで、減少の傾向ということになっております。減少はしておりますが、新規に参入いたしました新しい形態ということで、法人等の参入も見受けられまして、農家戸数としては減っておりますが、第一次産業の生産の段階から、第二次、第三次という過程を踏んで販売まで行うような農業の形態が出てきているということで、農業者数としては減っておりますが、農業を営む形態としては充実してきているのではないかと考えております。」という答弁がありました。

次に、「北総中央用水土地改良事業推進費について、先だっても議会を通して意見書を提出したが、農家戸数が減っている中で、本当にこの北総中央用水事業が成り立つのか疑問を持つところであるが、担当課はどのようにお考えなのか伺う。」という質疑に対して「北総中央用水事業につきましては、事業費ベースで申し上げますと、総事業費504億円のうち386億円、約76パーセントにつきまして工事が完成しているところであります。今後、幹線・支線については、ほぼ完成しておりますが、末端水路の整備、特に農地に接続する部分の工事が残っておりますので、今後とも平成25年を目途といたしまして、事業を推進していきたいと思っております。」という答弁がありました。

次に、歳出6款商工費について、「商工業振興費のうち、定額給付金のフェアチラシ折り込み業務で、21万1千176円使われているようであるが、この定額給付金の効果は、八街市ではどのようであったのか伺う。」という質疑に対して「この定額給付金フェアを行った後のアンケート調査結果によると、このフェアに参加した件数は119件、そのうち実際に実施した件数が78件でありました。その中で、実施した効果があったということと、やや効果があったということで33件ございました。これは、フェアを実施した中の約50パーセントにあたっております。この中で、商店さんたちの効果があったということの中では、売上が増えた、来店者が増えた、新規のお客さんが来店した、お店のPR・話題づくりにな

った、お店の雰囲気は活気づいたというような意見もいただいております。」という答弁がありました。

次に、「商店街振興事業費の空き店舗の活用事業等に関わるることについて、空き店舗の平成20年、21年、22年の推移について伺う。」という質疑に対して「空き店舗につきましては、駅前の千葉銀行通りで申しますと、新たな空き店舗はございません。」という答弁がありました。

次に、「消費生活対策費について、消費生活苦情相談には平成21年度は主にどのような相談が寄せられていたのか伺う。」という質疑に対して「平成21年度の相談件数につきましては379件であり、平成20年度と比較しますと89件、30.68パーセントの増となっております。平成21年度の相談内容につきましては、多重債務、架空不当請求、クーリングオフを含む解約、契約不履行に関するトラブル等が多く、全体の35パーセントを占めております。」という答弁がありました。

次に、歳出7款土木費について、「道路橋りょう総務費のうち、道路管理費の調整池等維持管理業務について、文違1号線を取り付けることによって、大関調整池が潰されたが、早急な冠水対策をこの間も求めてきたところである。説明では、上流にまず調整池を作り、そして、下流の排水溝の整備を進め、各家庭の雨水枳対策をしていくとのことであったが、具体的に、それぞれ一つ一つ、どのように取り組まれているのか伺う。」という質疑に対して「まず、一番効果があると思われる、上流に池を作ってはどうかということではありますが、候補地については、現在何方所か物色しておりますが、まだ、決定には至っておりません。下流の水路の関係につきましては、現場の方の状況を見てみますと、現在の水路自体がかなり古いものであるということで、これを補修できれば、ある程度の効果があるのではないかとというように考えております。しかし、距離が長く、経費の方が相当かかってしまいますので、予算の確保ができた段階で実行していくしかないというように考えております。また、各家庭への浸透の対策であります。道路河川課の方に建築、あるいは開発行為のご相談に来た際に、私どもが管理しております道路側溝には雨水は原則として流さないような対策をとってくださいというお願いをいたしております。そのための方策といたしまして、各家庭に浸透槽のような施設を作っていただくよう指導しております。ただ、当然、限界があり、オーバーフロー分については、それは仕方がないですが、1軒1軒で少しでも排水量を抑えてくださいというようなお願いはしております。」という答弁がありました。

次に、「河川改良費のうち、流末排水施設整備事業費の公有財産購入費について、これは、元東京都八街学園の土地を国から購入したということであるが、これを購入することによって、排水対策が十分できたのかについて伺う。」という質疑に対して「この用地を購入いたしまして、水路の流化能力といたしましては、約4倍程度を確保いたしましたので、大雨が降った時点では、一時的に、まだ冠水は残りますが、雨が一旦弱くなったときには、かなり引くスピードは速くなるであろうということで、私どもは期待をしております。しかし、あの付近の冠水をなくすためには、また、新たにあの付近に何らかの調整池のような大かがり

な設備を作らなければ、100パーセント冠水解消には至らないという状況であります。」という答弁がありました。

次に、「都市計画総務費のうち、住宅耐震化促進事業費の耐震改良促進計画策定業務について、耐震改修助成制度がないと、なかなか耐震改修の促進はできないと思われるが、この助成制度についてどのようにお考えか伺う。」という質疑に対して、「今現在のところ考えてはおりません。」という答弁がありました。

次に、「土地区画整理費のうち、駅周辺整備事業諸費の光熱水費27万2千424円について、具体的にどういうものなのか伺う。」という質疑に対して、「この光熱費につきましては、区画整理事業区域内にポンプを設置し、雨水排水に対応しているというところがありますので、その電気代であります。」という答弁がありました。

次に、「公園費のうち、公園緑地管理費について、中央公園は古くなり、遊具等は撤去されたものもありますが、まだ、残っているものもあり、子どもの安心・安全を考えたときの危機管理について現在どのようになされているのか伺う。」という質疑に対して「中央公園の遊具に木製遊具がありますが、それにつきましては、今年度改修する予定で現在進めております。」という答弁がありました。

次に、歳出8款消防費について、「広域消防組合費のうち、佐倉市八街市酒々井町消防組合費の中の佐倉消防署角来出張所の改修工事に関わる負担金について、今後このような改修工事は各地域も進めていかなければならないのではないかと思われるが、八街市の計画はないのか伺う。」という質疑に対して、「八街消防署も昭和47年に建てたものですので、大分老朽化が進んでおります。本年度、耐震の調査という形で現在進めております。それによって、来年度、補強及び増築の計画であります。」という答弁がありました。

「非常備消防費のうち、非常備消防運営費について、負担金補助及び交付金の中で、千葉県消防学校入校負担金2千924円という数字が上がっているが、これは一体どういう内容のものであるのか伺う。」という質疑に対して「これは、消防団員さんで、幹部となる方々が、訓練指導にあたる基礎知識を勉強するために、消防学校へ入校するという費用であります。」という答弁がありました。

次に、歳出9款教育費について、「教育指導費について、不登校、長欠の子どもたちの対応という点では、平成21年度はどのような対応をされたのか。また、平成22年度は、どのような取り組みが進められてきているのか伺う。」という質疑に対して、「小学校におきましては、人間関係を構築ということで、多くの職員が関わりながら、また、家庭訪問をしながら長欠対策にあたっております。また、中学校では適応指導教室を設けまして、個別相談、カウンセリングを設け、また、『ナチュラル』の方も含めまして、登校を促すように指導しております。今年度も昨年度と同じように進めるとともに、今年度は国からの指定も受けまして、魅力ある学校づくりという事業の方に取り組み、長欠・不登校対策に取り組んでまいります。」という答弁がありました。

次に、「教育指導費のうち、英語指導助手派遣事業費について、この派遣事業に関しては、

どのような状況で派遣を受け入れているのか伺う。」という質疑に対して「ALTの派遣の状況ですが、4中学校区に1名ずつ派遣しております。そして、その中学校に関わる小学校の方にも授業の方に行っていたいております。また、こちらの契約は委託で行っております。」という答弁がありました。

次に、「実際には、現場で授業を進めるときに、現場の先生の意向もあろうかと思われ、英語指導助手の先生に対して、『いや、これはここをこうしましょうよ』という打ち合わせを、その現場でやらざるを得なくなってくると思われ、それが、偽装請負ということになってくる。そういう点では、いい学校づくりをしていこう、いい授業を進めていこうとすればするほど偽装請負になっていってしまう。その辺について、今後検討すべきではないかと思われるがいかか。」という質疑に対して「請負関係につきましては、昭和61年の労働省の第37号告示で、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分基準の具体化、明確化についての考え方が提示されております。第1条から第3条までありますが、そちらに網羅すれば、派遣事業ではなく偽装請負ではないということで、私どもは認識させていただきました。英語のALTの関係については、仕様書に基づきまして、毎月学校教育課では受託業者との協議を行っております。ここには、ALTは入っておりません。そこで、受託業者との打ち合わせは細部にわたり、させていただいております。まず、業務委託契約は、労務管理上の独立性と事業経営上の独立性の2点のいずれにも該当する必要があり、労働省告示の具体的な基準の中で、ALTの関係につきましては、自ら行う企画、または自己の有する専門的な技術、もしくは経験に基づいて業務を処理して行うということを重視させていただいております。各担当教員との打ち合わせはなくとも、受託業者と学校教育課で協議しておりますので、偽装請負ではないものと思っております。」という答弁がありました。

次に、「八街東小学校の校舎が建て替えられているが、当該土地は都市計画道路が計画されている用地だったと思われる。問題はないのか伺う。」という質疑に対して「当分の間、事業計画がないということと、今回の校舎につきましては、鉄骨造の2階建てということで、都市計画法上の許可を受ければ建設が可能であることから、現在の場所で実施したものであります。」という答弁がありました。

次に、「小学校費のうち、学校管理費について、執行率が90.9パーセントと大変低いように考えられる。同様に中学校費のうち学校管理費についても、執行率が93.76パーセントと、やや低いように感じられ、どこかで無理をしているのではと思われるが、その事情等を伺う。」という質疑に対して「小学校費につきましては、委託料で、平成20年度からの繰越事業として、耐震診断を実施しておりますが、落札差額について、途中で補正できないということから、700数十万円が残ることになり、不用額が大きくなったのが理由であります。中学校費につきましても、1千500万円ほど不用額がありますが、主なものは管理費の中の工事請負費及び需用費があります。需用費につきましては、光熱水費等が当初予想していたよりも下回ったことから減額となっております。また、工事請負費が300万

円ほど不用となっていることにつきましても、八街中学校の改造等を補正予算という形でお願いたしたため、当初の整備等予定していたものを変更したため、不用額が多くなっているという内容であります。無理をしているのではないかということですが、そういうことはありません。」という答弁がありました。

次に、「教育振興費のうち、小学校教育振興費の中の児童用図書購入費について、整備促進が求められているが、八街市の状況を伺う。」という質疑に対して「毎年蔵書の方の数も増えており、平成23年度末には、ほぼ達成できるようになるのではと捉えております。」という答弁がありました。

次に、「教育振興費のうち、就学援助費について、平成21年度は小学校286名、中学校が181名が、この援助費を受けたとのことだが、この子どもたちの就学援助費の費用は本当に足りているのかどうかについて、どのように受け止めているのか伺う。」という質疑に対して「学校では、こちらの援助をいただくことによって、給食費並びに学校の教材費等も、こちらの方から出していただけるということで、子どもたちには満足していただいていると認識しております。」という答弁がありました。

次に、「社会教育総務費のうち、文化財保護費について、文化財保護ということで、八街市独特の地域を活かした塩古ざるの保護・保存については、どのようになっているのか伺う。」という質疑に対して「塩古ざるの保護につきましては、先般、塩古ざるを伝承させている最後の1人の方が亡くなって、無形文化財としての文化財はなくなりましたが、現在、郷土資料館に、製作過程の塩古ざるがありますので、それを文化財として保護しているところであります。」という答弁がありました。

次に、「体育施設費のうち、体育施設維持管理費のグラウンド等トイレ清掃業務について、スポーツ団体等からグラウンドのトイレが足りない、あるいは汚いという要望が上がっていると思われるが、その対応を今後どのようにされるのか伺う。」という質疑に対して「トイレの件につきましては、現在、グラウンドでは、年間20回清掃を行う契約をシルバー人材センターと結んでおります。トイレが汚いというお話の件は、北部グラウンドにつきましては、トイレの水洗化等の要望がスポーツ少年団等、利用団体の方から上がっております。現在、その件につきましては、水洗便所の設置が可能かどうか、借地の関係もありますので検討を進めている最中であります。なるべく利用しやすいように、改善に向けて考えているところであります。」という答弁がありました。

次に、「スポーツプラザ費のうち、スポーツプラザ管理運営費の、補償補てん及び賠償金について詳しく伺う。」という質疑に対して「これにつきましては、スポーツプラザのメインアリーナの床材の劣化によりまして、利用していた方の足に床材が刺さり、けがをされたことによります損害賠償金であります。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「私は、議案第12号、八街市一般会計歳入歳出決算の認定に対する反対討論を行うものであります。八街市の21年度の決算は、東小学校への児童クラブの設置、保育園へのエア

コン設置、交進小プレハブ教室の改築、妊婦検診の14回無料化への拡充、特別支援教育支援員の配置など大変評価できるものがございます。しかし、景気の落ち込みに対し、景気対策を最優先課題として取り組むことを予算審議の折にも求めたものですが、八街市を統率する市長には、その危機感はなく、市民負担と弱者切り捨ての市政運営であったことを指摘せざるを得ません。市民の切羽詰まった暮らしが拡大するもとの、税金の使い方、集め方が問われます。厳しい市財政としつつも、相変わらず駅北側区画整理事業を進め、市長の交際費は若干見直しされたものの、給与は見直しされず、聖域化したままとなっており、最優先で検討すべきであります。また、不用額が前年度の1.6倍、4億3千万円にもなっており、議会ごとに補正予算の組み換えをし、市民の要望に応える積極的な取り組みの市政が必要です。八街市は、市税収アップの対策として、20年度から搜索を実施していますが、市民に対し、強権的な対応はすべきではありません。住民への対面指導の努力が必要です。末端自治体だからこそ、繰り返し話し合い、住民と血の通った取り組みをすべきです。2点目には、委託のあり方です。総合計画づくり328万円、次世代育成行動計画153万円、耐震改修促進計画262万円、総額743万円が策定業務委託費として使われましたが、その内容は市民の協働と職員の手で十分作れるものであります。市民が実感できる計画とするためにも策定業務委託の必要はございません。また、学校給食調理場、英語、用務員の委託を導入していますが、教育現場では矛盾を抱えており、コスト削減にはなじみません。3点目に入札の改善です。経済悪化のもと、仕事確保に苦しむ地元業者への支援は切実です。しかし、調整池維持管理では、大関・氷川調整池に聖和興業、滝台ビンダライ調整池維持管理にフタバ緑化産業、東吉田調整池に明哲開発株式会社、大池調整池に丸竹建設株式会社、また、八街駅自由通路清掃業務はNTTファシリティーズが、庁舎等清掃業務はオーエンスなど同一業者が数年にわたって落札しており、入札のあり方が問われます。特に、庁舎清掃業務はオーエンスへの委託が8年目となり、さらに、公民館・図書館・老人福祉センター・スポーツプラザは4年目になります。これでは、業務の独占であり、入札の透明性・競争性・公平性を追求すべきであります。また、低入札の改善も必要です。低落札もコスト削減につながっていると単純に評価はできません。特に、落札率85パーセント未満の工事で、工事成績の低下が顕著にあらわれていると指摘されています。また、そこで働く労働者の労働条件悪化にもつながります。そうした調査とともに最低制限価格制度の導入で、質の高い事業を確保すべきです。また、自治体が発注する事業のもとで働く労働者に自治体が定めた一定額以上の賃金を保障する公契約条例の制定は切実であります。4点目に負担金についてです。八ッ場ダム建設への710万円が執行されましたが、今後4千400万円、総額2億2千200万円の負担となります。水余りの状況で水確保の必要はありません。200年に一度の規模の大雨に、現在の河川で対応可能であることが明らかとなっています。ダム建設の理由はなく、きっぱりとダム建設撤退を県に要求すべきであります。5点目に市民の暮らしを守る施策についてです。まず、市民の安全を守る交通安全施設整備事業についてです。当初予算では794万円で150万円もの執行残となっています。この間、高価で導入できないとして

+

きた、より安全な高規格ミラー25基は十分設置できるものでございます。市民の要望に応えた設置をすべきです。次に、国保特別会計への繰り出しについてです。国の補助金の削減に伴い、各自治体は法定外の繰り出しをして、国保運営の健全化に努力しています。八街市は法定外の繰り出しは、昨年に続きゼロ円となっています。21年度国保会計の赤字は、健全化への努力を投げ出した結果であり、市民の健康と命を守る国保行政に力を入れるべきであります。また、介護保険の低所得者利用負担対策助成制度についてです。この制度は20年度7月で打ち切りとなっています。保険料を払えない人が増加しており、保険料を払えなければサービスは利用できません。また、所得が低ければ、サービスの抑制をしなければならず、弱者を介護保険制度から排除すべきではありません。この制度を復活させ、誰もが安心して介護保険制度を利用できるようにすることが求められております。衛生費では、がん検診・特定検診の自己負担が20年度から導入されております。検診率が下がっているところであります。国保の医療費は毎年2億円ずつ増えており、早期発見・早期治療の取り組みは医療費抑制にもつながります。市民の健康を守る取り組みとともに、医療費抑制への取り組みを重視すべきであります。また、21年度からクリーンセンターでのプラスチック類の焼却が始まりました。CO₂の発生は、今まで以上に増大しております。京都議定書に基づく地球温暖化対策に逆行するものですが、いまだ、その取り組みはされておられません。早急に市全体のCO₂削減の計画を明確化させるべきであります。八街市の基幹産業である農業・商工費は、決算総額のわずか2.2パーセントにとどまっております。積極的な経済活性化への取り組みが求められます。農業振興費の9割は北総中央用水事業となっておりますが、今、最も力を入れるべきは、野菜の価格低迷対策・後継者対策、農業機材・肥料等への支援ではないでしょうか。

○議長（古川宏史君）

委員長報告の途中でございますけれども、ここで、10分間休憩をいたします。

（休憩 午前11時32分）

（再開 午前11時42分）

○議長（古川宏史君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○湯浅祐徳君

引き続き、報告いたします。

また、商工費は前年度より若干の増加となりましたが、地元中小零細業者の仕事おこしは切実であり経済効果の大きい住宅リフォーム助成制度の創設や市営住宅の改修など、生活密着型の公共事業など、思い切った対策が待たれています。土木費では、文違1号線は大関調整池をつぶして改良され、このことにより、大雨による冠水は調整池の周辺・上流では一層拡大しています。人的災害を放置すべきではありません。最優先での解決が求められます。教育費は、市の経費節減の予算編成方針のもとに、用務員・英語指導助手を業務委託してい

ますが、偽装請負の疑いがあり、教育にコスト削減を持ち込むべきではありません。さらに、教育振興費は小学生1人あたり1万3千99円、中学生は1万6千735円であり、22年度はさらに減っています。文科省は平成19年から23年、学校図書館整備促進計画を策定しており、その実現を求めています。しかし、図書費1人あたり、小学生は963円、中学生では1千58円、到底整備には追いつきません。子どもたちに関わる予算は、経費節減の対象にすべきではございません。また、不登校・長欠児への取り組み、これは、今、学校を挙げて進められていますが、マンパワー体制の一層の強化が必要であります。未曾有の経済悪化の中で、就学援助費の支給額・支給世帯枠の拡充が必要です。21年度は、7億7千万円の剰余金となりました。教育予算を削減してまでの財政運営であってはなりません。最後に、21年度は集中改革プランの最終年度となりました。5年間で55億円の不足を集中改革プランで確保するというものでしたが、その分はそっくり区画整理事業に投入するためのものとなりました。市民への負担強化は税の収納率の一層の低下を招いています。こうした市民生活の悪化・財政悪化を改善する市政運営が、今、必要であります。この立場から、21年度の一般会計歳入歳出の認定に反対するものであります。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「私は、議案第12号、平成21年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。歳入に対しましては、大変厳しい財政の中、まだまだ努力、改善の必要があるとは思いますが、全体的には、国からの助成等により、地デジテレビが導入され、また、各学校にもコンピューターが配置されるなど、全体的な金額は上がっておりますが、歳出面におきましては、厳しい財政下にも関わらず、一般市民のニーズにきめ細かく対応すべく配慮され、努力が随所に認められます。平成22年にあっても、市民サービスの低下をすることなく、これをもとに予算が組まれるものと思います。よって、私は、市民サービスの低下なく、21年度一般会計歳入歳出が執行されたことに対しまして、賛成するものであります。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「私は、平成21年度の八街市一般会計歳入歳出の決算に賛成する立場から発言させていただきます。まず、財政が大変ひっ迫して、困窮している中にも関わらず、八街市においては、税徴収のための特別な組織を組んで、しかも、少しずつではありますけれども、その成果が出ております。そういった少しずつの中の予算を配分して、そして決算の形になられたことは、大いに評価できるものだと、私は思います。さらには、市民の健康を考えた諸検診、がん検診等に関わる非常に前向きな取り組みをされておりまして、市民もこれで安心して健康に気をつけながら過ごせるという意味からしても、大変この決算から伺われます。さらには、市民の非常に深い関心事であります道路問題につきましても、国の助成を受けながら道路整備の幾つかの箇所がございましたし、また、特に排水の問題、これは市民の非常に大きな関心事なんですけれども、諸所排水整備をされておりまして、大変ありがたいことでありまして、この点につきましても非常に市民も喜んでいらっしゃるところでございますので、賛成して

いきたいなということで、申し上げたいと思います。また、私、教育の立場から申し上げますと、教育委員会の決算を見ますと、非常にこれも財政が厳しい中にも関わらず、交進小学校の校舎建築、あるいは、笹引小学校の校舎改築、八街東小学校の校舎改築、さらには、明許繰越の中で八街中体育館の耐震、あるいは武道館の建築、さらには実住小学校体育館の一部改修等、非常にハード面にわたって、この予算のひっ迫の中で前向きな取り組みをされておりまして、一人ひとりの子どもにとって大変喜ばしいことだと思っております。また、ソフト面においても、児童図書においては、目標基準に達するかどうか、わかりませんが、年々図書数を増やしていただいております。必ずや、その基準に合致していくものと私は思っております。それで、21年度も、そういう前向きな取り組みをされており、決算の中から伺えました。あるいは、文化財関係でも、市民に周知するための出前講座等も行われていたり、あるいは郷土資料館においては、企画展を設定して、毎年市民に対する訓化、あるいは文化財の関係の周知に努力しているところがございます。ありがたいことだと思っております。さらに、今後はソフト面の充実を教育の面でも、より一層取り組んでいただきたいなということをお願いしまして、この決算に対して、賛成の立場から討論いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

○議長（古川宏史君）

委員長報告の途中であります。ここで、昼食のため、しばらく休憩をいたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時50分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（古川宏史君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○湯浅祐徳君

引き続き、報告します。

議案第13号、平成21年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

「本決算は、歳入決算額76億2千550万9千586円、歳出決算額77億7千827万5千769円で、歳入が歳出に対して1億5千276万6千183円の不足となりました。この不足分については平成22年度歳入からの繰上充用により補てんしたところです。」

審査の過程において委員から、「歳入について、収入未済額が多いが、所得減による影響があるのではないかという分析をされているようであるが、国保加入世帯の所得はどの程度減少しているのかについて、担当課はどう把握しているのか伺う。」という質疑に対して

「所得の減少と申しますと、所得の層によって集計をしております。例えば所得のない方については、平成20年度と平成21年度を比較しますと、ほぼ同数。平成21年度と平成2

2年度を比較しますと、200世帯ほど所得のない方が増えております。また、150万円から200万円に対します比較をいたしますと、平成21年度と平成22年度は、ほぼ同数というように、低所得者の方の層を見ますと増えているという状況が見られるものであります。」という答弁がありました。

次に、「払いたくても払えない方が増えていくことは明らかであり、所得がなくても国保税が高いことが、多くの市民の皆さんが払い切れない原因となっていると思われる。そういう点では、国保税の見直しという改善策が必要であると思われるがいかがか。」という質疑に対して、「国保税と国・県からの交付金等で国保が運営されているものでありますので、税率を下げて、果たして今以上の税額が確保できるのかというところで、苦慮しているところであります。今後につきましても、他の団体の状況等も、もちろんありますが、八街市の現状を踏まえて分析をしていかなければいけないというように考えております。」という答弁がありました。

次に、「歳入で、不納欠損と収入未済額は、それぞれ何件あったものなのか伺う。」という質疑に対して、「不納欠損については、平成21年度の賦課分の中で、2千13件であります。内訳は、地方税法の15条7第4項による、3年継続して、調査によって納付力がないうこと等に対して消滅をしたものが82件。即時消滅が37件。執行停止中に時効を迎えてしまったものが99件。また、5年の時効を迎えているものが1千795件、総計で2千13件であります。収入未済額につきましては、現状で何件という集計が出ておりません。」という答弁がありました。

次に、「平成21年度は赤字決算となってしまったという中で、平成23年度に向けて国保行財政運営をどのように進めていこうとしているのか伺う。」という質疑に対して「歳入部門では、非常に厳しい状況の中で、今の予想からしますと、平成23年度も調定できる賦課額が下がってくるだろうという中で、収納額を確保することが非常に厳しい状況であります。ただし、プラスの要素として、調整交付金のペナルティーが課せられていたものが、今年中に千葉県の支援対策を国に上げるということで、なくなるということが言われております。歳出の面では、保健事業や健康管理部門の健診等を充実させるということで、医療費がいかに少ない額になるかという照らし合わせの中で、そういった面での力を入れていきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「歳入について、徴収対策本部と連携して徴収を進めていると思われるが、徴収に伺ったときに、国保という仕組みを熟知した人が伺って、懇切丁寧に説明し、協力いただくべきだと思われる。どのような連携のもとに業務を行っているのか伺う。」という質疑に対して「集中滞納整理の中では、国保の担当者が国保部分について訪問し、質問があればきちんとその説明をさせていただいております。通常業務の中で納税課が出向いていった際の対応については、帰庁後に国保年金課において、そのお宅の方に説明をするというような体制をとっております。」という答弁がありました。

次に、「医療費をいかに削減させていくかという取り組みも必要ではなかろうかと思われる

がいかがか。」という質疑に対して「保健事業の充実、これが強いては医療費の抑制につながっていくだろうということで、十分それは承知をしておるところであります。また、健康管理部門では、がん検診を特定健診と抱き合わせで実施し、極力検診を受けていただきまして、自らの健康を守っていただくということで、今進めているところではありますが、人間ドックの助成等、新規の事業をということで、千葉県内の状況等も把握しながら、今、研究をしているところでもあります。」という答弁がありました。

次に、「保健事業費のうち、特定健康診査等事業費について、これは900万円の減額補正になっているが、その理由は何なのか、また受診の状況は、前年度と比べて、それぞれどうであったのか伺う。」という質疑に対して「これにつきましては、検診の委託をしております。この額が確定したために執行残となったものを減額したところでもあります。また、実施状況については、平成20年度の23.8ポイントに対しまして、21年度が25.7ポイントと微増ではありますが、上昇はしているところです。」という答弁がありました。

次に、「国保の広域化というのは、果たして国保の改善、また市民にとって本当にいい内容のものになるのかどうか、担当課としてはどのように受け止めているのか伺う。」という質疑に対して、「まず、第1点目として、広域化で、どの部分が各市町村平等になっていくのかというところで、税率、保険料率について一線を引いてもらわないと、非常にやりづらい面が余計に出てくるのではないかと考えております。国の1つの案の中では、基準税率を決めて、あとは各市町村の財政状況に応じて上乘せをすることもできるというような一案もあるようではありますが、これをやると今までと何も変わらないのではないかと考えて、非常に不安な材料はあるわけではありますが、千葉県としては、一定税率をもってやっていただけないかというように強く要望していきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「平成21年度国民健康保険特別会計予算は、『保険給付費が増える見込みの中、税徴収部門の独立や市税等徴収対策本部の成果を反映し、保険税の前年度より増額を見込み、一般会計の赤字補てん的な繰り入れをすることなく組まれた』との賛成討論のもとに採択されました。しかし、今回、赤字決算となっております。経済悪化のもと、市民への徴収強化では解決しないことを証明したものであります。国保税の収納率は前年度をさらに下回り42.38パーセントとなり、国保運営の悪化をさらに進めています。滞納世帯の66パーセントは200万円以下の所得の世帯であり、さらに200万円以下の短期保険証発行は66パーセント、資格証明書の発行は84パーセントとなっており、払いたくても払えない市民への制裁を強めても滞納は減らないことがわかります。健康・命を守る国保にするための努力が必要です。国保悪化の大もとは、医療給付に対する国の補助金を削減して、さらに、収納率低下の自治体には交付金の削減という制裁を加え、本来なら国が責任を持つべき社会保障を投げ出してきたところにあります。全国の多くの自治体が、国保運営に行き詰っており、国は、その解消に広域化で対応しようとしています。しかし、国保は低所得者の加入者が多く、

事業主負担がないため国の責任で支えなければ成り立たない制度であります。国保広域化は、保険料アップが嫌なら受診抑制と国民に迫り、医療費削減を迫る後期高齢者医療制度の仕組みと同じであります。後期高齢者医療制度の廃止を看板にしながら同じ制度を国民に押し付けるものであります。今、国保改善に向け、まず国に対し、補助金をもとに戻すこと。これを要求すべきであります。2点目には、払える国保税にすることです。収入がなくても課税している世帯割、人头割の負担が収納率の低下を生み出しており、税の見直しをすべきであります。3点目に、医療給付費の増大に対し、病気の早期発見・早期治療の取り組みを強化し、いかに医療費を削減するかが必要です。社会保障としての国保制度とすることを求め、反対するものであります。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「我が国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成しています。しかしながら、急速な少子高齢化の進展、一昨年の金融危機以降の経済の低迷による所得の落ち込み、雇用失業情勢の悪化、国民の生活や意識の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、医療保険財政は、近年厳しい状況が続いております。このような中、昨年秋の政権交代により、マニフェストにある後期高齢者医療制度の廃止後の新しい高齢者医療制度を検討するとともに、市町村国保の広域化につながる見直しを行うことが挙げられており、市町村国保にも大きな影響を受けることが予想されます。そこで、平成21年度の本市の状況ですが、保険税収入額そのものの伸びは鈍化していますが、徴収率については、全国的に徴収率の伸びが見られない中、市税等徴収対策本部のさまざまな施策の成果により、若干ではあるものの向上しております。また、保険給付費については、団塊の世代を問わない退職者の増加、被保険者の高齢化などから、昨年度より約2億円、4パーセントの伸びとなっております。結果として、保険税が当初予算から約8千万円も減り、保険給付費は当初予算から約6億円も増加しております。国保会計が収入に応じて医療給付費等の支出を抑制することができないため、国保財政調整基金から約5千万円の繰り入れ、一般会計から約9千万円の制度外繰り入れを行っていますが、残念ながら、会計全体で歳入が歳出に不足をすることとなり、それを補うため、平成22年度予算の歳入を繰り上げて充用することとなってしまいました。収支不足額は、約1億5千万円となりましたが、このような場合、保険税の値上げも仕方ないところ、改正することもなく、また、この額で済んだことは、現状としてでき得る最善の対応をした結果であると思われ、これら担当課の国保事業運営への取り組みは、評価するに値するものと考えられます。国保担当者におかれましては、いまだ好転の兆しが見られない中、この大きな変革期において保険者としての責務を十分に認識しつつ、引き続き、市税徴収対策本部を中心に徴収率向上に向けた施策を展開し、また、新たな医療制度での的確な対応を図るとともに、より安定した国保事業の運営に取り組んでいただけるものと期待も含め、平成21年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成するものであります。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

議案第14号、平成21年度八街市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

「本決算は、歳入決算額3千627万8千187円、歳出決算額3千508万1千298円で、歳入歳出差引額119万6千889円全額を平成22年度へ繰り越しするものであります。」

採決の結果、賛成全員のもと、認定すべきものと決定しました。

議案第15号、平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

「本決算は、歳入決算額3億2千452万3千83円、歳出決算額3億1千938万9千665円で、歳入歳出差引額513万3千418円全額を平成22年度へ繰り越しするものであります。」

審査の過程において委員から、「平成21年度において、普通徴収の収納率はどのくらいだったのか伺う。」という質疑に対して「平成21年度の普通徴収で94.8パーセントであります。」という答弁がありました。

次に、「低所得者に対して、まして高齢者に対して短期保険証を発行するという事は、高齢者を医療から遠ざけるというものになるかというように思われるが、どのように受け止めているのか伺う。」という質疑に対して「現在38名の方に短期保険証を交付しております。6カ月の短期保険証を交付いたしまして、その中で、それぞれの方々にお会いをして、何とか納付できないか、また、生活的な現状等を調査するという努力が必要かと考えております。この交付にあたりましては、その前段で、52名という方々に納付の相談の通知を差し上げておりますが、その中で納付相談に応じない方もいらっしゃいますし、また、負担能力があるにも関わらず、納めないという方もおります。そういう方々が38名いらっしゃって、短期保険証を交付したという実態であります。今後につきましては、その中で33万円所得以下の方が33名いらっしゃるということも大きく受け止めておりますが、その方々の生活実態等を把握していきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「生活困窮者、保険料を払えない世帯に対しては、市独自の軽減対策が必要ではないかというように思われるがいかがか。」という質疑に対して、「後期高齢者医療制度につきましては、千葉県の広域連合で、全県下の統一した見解のもとに進められております。その中で、市独自で軽減制度を設けるということは、現状として難しいものと考えております。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「後期高齢者医療制度が75歳以上の人を国保や健保から追い出し、高い負担を無理やり徴収しながら、必要な医療を受けられなくする最悪の制度となっております。さらに、保険料は2年ごとに改定され、どんどん引き上げられ、情け容赦なしの保険料負担を高齢者に押しつけるものとなっております。今年8月からは、保険料滞納者には短期保険証が発行されましたが、安易な滞納制裁はすべきではありません。保険で受けられる医療内容の差別・制限に関しても、その内容が明らかになり、75歳という年齢で差別することがはっきり打ち

出されました。後期高齢者医療診療費は、検査、画像診断、処置、医学管理をすべて含んで、定額制、つまり包括制で6千円が原則です。通常の診療では、幾ら検査や治療をしても、医療機関には、月6千円の報酬しか支払われません。個々の患者の症状に応じて、丁寧に検査や治療をすればするほど、医療機関の持ち出しが増えることとなります。このため、医療機関は必要な検査や治療であっても、回数が増やせなくなることが懸念されます。75歳以上の医療内容の悪化につながることは明確であります。民主党は、後期高齢者の制度の廃止を公約して政権についたのにも関わらず、新制度を作るまで現行制度を維持するとして公約を反故にしています。その新制度を検討している厚労省の高齢者医療制度改革会議が、このほど中間取りまとめを報告いたしました。サラリーマンと、その被扶養者の高齢者は、組合健保や協会健保など被用者保険に入り、それ以外の大多数の高齢者は、国民健康保険に加入し、現役世代とは別勘定にして都道府県単位で財政運営をする制度に組み込むというものです。結局は、新制度も高齢者を別勘定にした、医療費抑制・高齢者負担増の現行制度の根本欠陥を引き継ぐ制度であり、姥捨て山の存続にほかなりません。高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは、政治の重要な責任です。後期高齢者医療制度を速やかに廃止して、もとの老人保健制度に戻すとともに、国庫負担を抜本的に増額し、さらに高齢者の窓口負担の無料化や保険料負担の軽減を図っていく改革が求められます。以上の立場から反対するものであります。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「後期高齢者医療制度は、75歳以上のすべての方々が安心して医療を受け続けられるよう、将来にわたり、国民皆保険を堅持するため、若い世代を含めたすべての世代が支え合う医療制度として、平成20年4月から開始されました。制度開始当初は混乱等が生じたため、保険料負担軽減策や納付方法の選択制など、制度改善策がたびたび講じられましたが、平成21年度の現状としましては、保険料軽減措置は堅持されており、被保険者の負担軽減は継続されております。また、後期高齢者医療制度では、都道府県単位の広域連合が運営主体となるため、広域化による財政基盤の強化が図られ、高齢者に適切な医療給付が行われたものと思います。このことから、平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

議案第16号、平成21年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

「本決算は、歳入決算額29億327万7千109円、歳出決算額28億2千118万2千640円で、歳入歳出差引額8千209万4千469円全額を平成22年度へ繰り越しするものです。」

審査の過程において委員から「不納欠損額について、どのくらいの方が不納欠損になっているのか伺う。」という質疑に対して「不納欠損の件数は663件です。」という答弁がありました。

次に、「滞納者の皆さんは保険料を納めるのがやっとなかなかサービスを利用すると

いうところまで行かないのではないかというように思われるが、滞納者の方でサービスを利用している方は、普通の特別徴収の方々と比べて、どの程度なのか伺う。」という質疑に対して、「直近の人数では41名の方が滞納がありながらサービス利用しております。」という答弁がありました。

次に、「全国の自治体では、保険料に対しては、約3分の1の自治体が軽減策を設けており、サービスに対しても、約4分の1の自治体が軽減制度を設けている。八街市においても、軽減策が必要であり、低所得者の方々のサービス利用向上、保険料が納められるような体制をとっていくべきであるというように思われるがいかがか。」という質疑に対して「サービス利用料の軽減ということで、介護サービス利用に伴う自己負担につきましては、その負担の公平性、適切なコスト意識の観点などからサービス利用に要する費用の1割を負担していただくということになっております。また、同じ月に利用した、その介護サービスの自己負担がある一定の高額になった場合につきましては、高額サービス費の支給という制度的なものも設けられております。サービスを利用する方、しない方の均衡ということもありますので、現制度の中でやってまいりたいと考えております。保険料の減免につきましては、自然災害、収入の激変等によります法律的な要件に基づく減免があり、また、市の減免取扱要綱によりまして、生活保護相当にあたる場合につきましては、その申請を待たずに、いわゆる第1段階に適應するという形での運用をしております。それから、利用料等、一部段階を下げることによって、生活保護に至らないという場合におきます境界層の取り扱いも数件実施しております。」という答弁がありました。

次に、「包括的支援事業費・任意事業費のうち、高齢者相談把握業務の業務内容の詳細を伺う。」という質疑に対して、「高齢者相談把握業務につきましては、地域包括支援センターのブランチ、窓口的なものとして、東吉田にあります特別養護老人ホーム風の村と、滝台にありますコート・エミナースに、初期相談、介護保険への取り次ぎ等を委託しております。そこで受け付けたものを、回答できるものは回答してもらい、処理できないものにつきましては、地域包括支援センターへ上げていただき、処理するなどの対応をするという形で、業務委託をしております。」という答弁がありました。

次に、「包括的支援事業費の中の高齢者虐待防止連絡協議会委員について、平成21年度に、八街市の実態として報告があったか伺う。」という質疑に対して「平成21年度の虐待に関する状況ではありますが、相談、通報等につきましては5件ありました。それらの実態を受けて、強制的に施設等へ措置をして、一時的に分断するという措置に至ったものは、平成21年度は特にありません。いろいろな形で通報、相談を受け、その中で対応させていただいたという経緯であります。」という答弁がありました。

次に、「ひとり暮らし高齢者、あるいは高齢者世帯が増える中で、地域包括支援センターの果たす役割というのは、ますます強くなってきていると思われるが、こうした高齢者対策をどのようにしていこうとしているのか伺う。」という質疑に対して、「体に不安があるひとり暮らしの高齢者等に対する支援として、介護しようとする段階に至る方につきましては、

介護サービスの利用により支援をすることが可能であり、またサービス利用に至っていない方等につきましては、できるだけ訪問をし、いろいろな相談に乗る等の形が必要かと思えます。現状では、現地域包括支援センターのスタッフの中では、要支援1・2の方々の予防給付に関わる業務等に割かれるという面がありまして、ひとり暮らしの高齢者への訪問をし、いろいろな対応をとるまでは、なかなか厳しいものがありますが、できる範囲で、また民生委員さんとの協力を得ながら、そのあたりにつきましても行ってまいりたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「特別養護老人ホームへの入所希望者数は、直近でどのような状況になっているのか伺う。」という質疑に対して「直近では、平成22年7月1日現在で150人でありませう。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようでありました。

「平成21年度は、第4期介護保険事業の初年度となり、保険料の見直しで5パーセントの引き上げが行われました。普通徴収対象者の3分の1が滞納者であり、年々収納率が低下する中での引き上げとなり、その結果、滞納者1千人を超え、収納率の一層の低下を招くこととなりました。決算の状況は基金への積立をし、さらに22年度へ8千200万円もの繰り越しがあります。滞納者を一層増やす引き上げの根拠がないことを改めて明らかにしています。この間も県下ワースト1の汚名があるのにも関わらず、滞納世帯・低所得者への救済対策もないままの引き上げは、弱者切り捨てと言わざるを得ません。基金を活かして保険料の引き下げを求めるものであります。滞納者1千23人のうち663人分が不納欠損となっています。保険料を納められない人が、サービスを受けることは困難であることは明らかであり、高齢者福祉計画・介護保険事業計画にあたり実施したアンケート調査の中でも、サービス利用料が高いと答えている人が32パーセントを占め、サービスを利用したことがない理由に『自己負担が大きい』と10.8パーセントの方が答えています。こうした調査結果を踏まえ、自治体独自のサービス利用軽減対策を実施すべきであります。地域包括支援センターの取り組みとして、ひとり暮らし・高齢者世帯に対して安心して暮らせる制度の充実や、すべての高齢者・市民を対象にした介護予防への積極的な取り組みが必要であります。こうした立場から反対するものであります。」

次に、賛成討論が次のようでありました。

「平成21年度に介護保険料の引き上げがされましたが、急激な上昇を抑えるために基金を繰り入れ、急激な上昇を抑えたことに対して評価できるものであります。また、各サービス、例えば介護予防事業では、特定高齢者の把握を行い、また、その把握を行った上で、介護予防教室を開催し、運動機能の向上、生活機能の維持・向上を図っており、また、在宅の要介護高齢者のおむつ代の助成、高齢者配食サービスなど、さまざまな施策がされております。今後のさらなる待機者の解消、そして各サービスの充実を期待いたしまして、平成21年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算について賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

議案第17号、平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

「本決算は、歳入決算額7億5千774万2千374円、歳出決算額7億2千353万2千758円で、歳入歳出差引額3千420万9千616円全額を平成22年度へ繰り越しするものです。」

審査の過程において委員から、「平成21年度は学校給食受給確認書という誓約書を各ご家庭に求めたと思われるが、これは未納解消の効果があったのかどうか伺う。」という質疑に対して、「受給確認書は給食を受けている保護者のほぼ100パーセントからいただいております。受給確認書の文面に給食費を滞りなく納付することを誓約いたしますという一文を入れており、多少は未納防止への影響があったものと考えております。」という答弁がありました。

次に、「学校給食の未納を未然に防止するという点では、就学援助制度の活用をしないということを文科省が言っているが、そういう点では、親に対して徹底したのかどうか伺う。」という質疑に対して「援助が必要な方につきましては、滞納整理のときなどに、そういう必要があれば相談をしてくださいということを申し上げております。」という答弁がありました。

次に、「給食事業費のうち、調理場給食事業費について、委託料のところでは、前年度よりも増えているが、そういった点では、本当に委託が安上がりだったのか大変疑問を持つところである。特に調理業務委託に関しては、調理業務の委託になる前との比較ではどうだったのか伺う。」という質疑に対して「平成20年度から平成21年度の人件費総額につきましては、18万6千234円減額になっております。」という答弁がありました。

次に、「今の調理の委託のあり方というのは、偽装請負の疑いがあり、来年度の予算編成の中で、この調理業務のあり方を刷新させていかなければならないのではないかと思うがいかがか。」という質疑に対して「労働省告示第37号におきまして、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分基準の具体化、明確化についての考え方を提示しております。そちらをもちまして、契約する際の仕様書を全部確認いたしました。偽装請負ということは考えられません。告示2条2項ハについて八街市が該当するのは、『自ら行う企画、または自己の有する専門的な技術、もしくは経験に基づいて業務を処理する。』であります。調理師の免許を持っている方々が調理を行っていますので、私どもの栄養士が調理場に入りはしますが、細々とそこで指示を出しているわけではありません。総括責任者という会社の方に1週間前に献立表と指示書を提出してあり、全部会社が責任を持って調理を行っていますので、偽装ではないと考えております。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「不況・貧困と格差のもとで、給食費の収納率は年々低下し、21年度は90パーセントを割るという事態を迎えています。21年度、教育委員会は給食費の滞納防止として、学校給食受給確認書という誓約書を親に書かせていますが、その効果はなく、教育に誓約書を持

ち込むこと自体問題であります。平成19年、文科省スポーツ・青少年局長は、給食費の未納問題への適切な対応をとるため、全国的な調査を実施し、給食費未納問題の対応について留意事項を通知しています。滞納世帯の約3分の1は経済的理由としており、就学援助制度の活用や全国的な先進例として、PTA役員の協力、直接集金による親の自覚を促すことなどを促しています。積極的な対応を求めるものであります。第1調理場が委託となり、23年度以降も委託の方向ですが、安全で安心の給食を子どもたちに提供していくには問題があります。全国各地で、自治体の業務委託も偽装請負として指摘を受け、是正されるケースが出ています。偽装請負は、実際には労働者派遣事業であるのに、請負という形にして派遣労働に係る規制を免れ、法律に違反して安上がりにも人を働かせ、ワーキングプアをつくり出す脱法行為であります。八街市の学校給食調理業務の民間委託については、この間、示されてきた厚生労働省の文書に照らせば、偽装請負にあたることは免れません。食材を市が調達すること、栄養士がしっかり調理師に指導をすること。調理師の作業手順を詳細に文書で定めておくこと。これらのことは、学校給食の調理業務を民間委託するにあたり、市として公的責任を果たすために行ってきたことですが、業務委託・請負契約としてやると、請負としての独立した事業の形を崩してしまうことになり、偽装請負となるわけです。結局は直接雇用、市の直営でなければ、学校給食を責任ある形で実施はできません。また、コスト削減のために給食調理業務が委託されたものですが、教育の場にはなじみません。栄養士・調理員・教職員・地域が一丸となって『食育』を充実させていくためにも直営に戻すことを求めて反対するものであります。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「学校給食事業というのは、限られた時間内に大量の給食を、特に安全性を確保しながら調理し、確実に配食しなければならないという厳しい条件の中、平成21年度においては、適切に管理運営されたことが認められます。また、年間給食実施についても、できるだけ学校経営に支障がないように、多くの回数について実施いただいております。また、さらに児童・生徒や保護者に聞いてみても、特に大きな問題もなく、おいしい給食をいただいているという声が多く聞かれます。さらに栄養士さんが学校訪問を行い、給食指導を行っており、児童・生徒の給食、あるいは食に対する理解も深まっております。なお、平成20年度から第1調理場の調理業務を委託しておりますが、法令を遵守し、現時点においては、直営の第2調理場と同様に、適切、効率的に運営されていることが認められます。よって、議案第17号、平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について賛成するものでございます。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

議案第18号、平成21年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

「本決算は、歳入決算額7億5千881万1千757円、歳出決算額7億3千384万8千355円で、歳入歳出差引額2千496万3千402円を平成22年度へ繰り越すものです。」

審査の過程において委員から、「低落札をした業者に対して、健全な事業ができているのか、事業実績はどうかといった点検が必要ではないかと思われるがいかがか。」という質疑に対して「下水道課におきまして、その事業にあわせて監督員を置き、監督しております。また、工事の完成時におきましては、財政課長が指名した検査監が最終的に検査しております。」という答弁がありました。

次に、「使用料及び手数料について、平成21年度では、57万9千530円という増加であったが、低迷している状況下である。こういった点では、この下水道料金を引き上げよりも、企業努力が今求められるのではないかというように思われるが、平成21年度はどのようなことがされたのか伺う。」という質疑に対して「一番、金額的に大きかったのは人員の減を含めた人件費の削減だと思われます。そのほかには、工事においてコストの削減ということで、発生土の利用、小型マンホールの利用等でコストの削減を図っております。」という答弁がありました。

次に、「下水道汚水管理費のうち、下水道使用料徴収費の中の下水道使用料改定業務について、今、大変な不況下の中での料金引き上げとなっているが、平成22年度、早速その徴収が始まっていると思われるが、その徴収状況はどのような状況か伺う。」という質疑に対して、「業務委託会社の方から例月として送られておりますが、例年と変わらずの収納状況であります。」という答弁がありました。

次に、「下水道雨水建設費のうち、公共下水道雨水整備事業費の大池第三雨水幹線・調整池整備工事について、これはこの間、どのくらいの経費が投入されてきているのか伺う。」という質疑に対して、「大池調整池につきましては、平成13年度から支出しております、平成21年度末で14億7千900万3千円という支出であります。」という答弁がありました。

次に、「この大池第三雨水幹線はどのくらいの雨に対応できるものなのか伺う。」という質疑に対して「5年確率、1時間50ミリ対応となっております。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「21年度は、22年度からの下水道料金引き上げのための下水道使用料改定業務委託がされ、市民負担増の準備がされました。景気低迷、所得の減少で市民生活が深刻となっている真ただ中での引き上げは、到底納得のいくものではありません。印旛沼流域の自治体の中で、10立法メートルあたりの基本額が一番高い下水道料金をさらに引き上げ、下水道使用料を平均17.5パーセント、総額4千万円の負担増を下水道使用者に押し付けるものであります。負担能力のある使用者ほど引き上げ率が低く、市民の暮らしを一層直撃するものであります。市民に対し、受益者負担の名のもとに、負担増を押し付けるべきではありません。市税収をはじめ、国保税・介護保険料・給食費など収納率は低迷しており、市民生活は深刻な状況となっています。今、取り組むべきは、引き上げではなく市民負担の軽減であります。また、下水道事業の企業努力をさらに進め、建設費のコスト縮減、接続率を一層高め

るための取り組みを重視すべきであります。21年度は、24件の工事発注がされていますが、3分の1は低落札となっています。工事の落札率85パーセント以下では、工事成績の低下、受注業者へのしわ寄せが見られるとされており、落札の改善を求めるものであります。さらには、大池第三雨水幹線・調整池整備工事には、この間、14億7千900万円が投入されてきています。財政難の中で、今、最優先に進めなければならない事業ではありません。また、第三雨水幹線は将来的に見て、幹線としての機能はなく、こうした事業に貴重な税金を投入すべきではありません。以上の立場から反対するものであります。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

議案第19号、平成21年度八街市水道事業会計決算の認定についてです。

「本決算は、収益的収支では、水道事業収益11億2千554万7千279円に対し、水道事業費用10億8千991万5千36円で、収支差引額は3千563万2千243円となり、このうち当年度純利益2千866万2千165円を前年度からの累積欠損金の処理に充てるものです。資本的収支では、収入総額1億5千994万6千388円に対し、支出総額3億4千340万4千965円で、収入額が支出額に対して不足する額1億8千345万8千577円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものです。」

審査の過程において委員から、「不納欠損の世帯が143世帯304件ということで、年々増加の傾向にあるというように思われるが、平成21年度給水停止世帯は何世帯くらいあり、また、対象世帯はどのくらいあったのか伺う。」という質疑に対して「平成21年度の給水対象件数は1千411件で、そのうち実際に給水を停止したものは246件であります。平成20年度と比較しまして、実際の数は減少しております。」という答弁がありました。

次に、「高齢者世帯、母子世帯、障がい者世帯に対して、今後支援体制、軽減体制も検討すべきではないかと思われるがいかがか。」という質疑に対して「将来における検討課題と捉えており、現時点においては、各家庭の状況等を把握する中で、より一層適切な対処をしていく中で対応していきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「石綿セメント管の更新について、残りがあと50キロということで、もう少しテナポを上げた改修計画が必要ではないかと思われるがいかがか。」という質疑に対して「50キロありましても、一番の漏れる原因となる老朽化した箇所を重点的、優先的にやっています。かつ、経営状況を踏まえた中で、可能な限り、毎年それに投じて効果ある事業を展開していきたいと考えております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、認定すべきものと決定しました。

以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。何とぞ当委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（古川宏史君）

以上で、決算審査特別委員長の報告を終了します。

これから、委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川宏史君)

質疑なしと認めます。

これで、決算審査特別委員長報告に対する質疑を終了します。

閉会中の継続審査事件、議案第12号から議案第19号の討論通告受け付けのため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いします。

しばらく休憩します。

(休憩 午後 1時56分)

(再開 午後 2時20分)

○議長(古川宏史君)

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、討論を行います。

議案第12号、第17号に対し、林修三議員から。議案第15号、16号に対し、山口孝弘議員から。議案第12号、第13号に対し、小高良則議員から。議案第12号、第13号、第15号、第16号、第17号、第18号に対し、丸山わき子議員から、討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第12号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、議案第12号、平成21年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について反対するものであります。

八街市の21年度決算は、東小学校区への児童クラブの設置、保育園のエアコン設置、交進小プレハブ教室の改築、妊婦検診の14回無料化への拡充、特別支援教育支援員の配置など大変評価できるものもあります。しかし、景気の落ち込みに対し、景気対策を最優先課題として取り組むことが求められていたのにも関わらず、市民負担と弱者切り捨ての市政運営であったことを指摘せざるを得ません。市民の切羽詰まった暮らしが拡大するもとの税金の使い方、集め方が問われます。厳しい市財政としつつも、相変わらず駅北側区画整理事業を進め、市長の交際費は若干見直しされたものの、給与は見直しされず、聖域化したままとなっており、最優先で検討すべきであります。

また、不用額が前年度の1.6倍、4億3千万円にもなっており、議会ごとに補正予算の組み換えをし、市民の要望に応える積極的な取り組みの姿勢が必要です。

八街市は、市税収アップの対策として、20年度から搜索を実施していますが、市民に対し、強権的な対応はすべきではありません。住民への対面指導の努力が必要です。末端自治体だからこそ、繰り返し話し合い、住民との血の通った取り組みをすべきです。

2点目には、委託のあり方です。総合計画づくり328万円、次世代育成行動計画153万円、耐震改修促進計画262万円、総額743万円が策定業務委託として使われましたが、

その内容は市民の協働と職員の手で十分作れるものです。市民が実感できる計画とするためにも策定業務委託の必要はありません。

また、学校給食調理場、英語、用務員の委託を導入していますが、教育現場では、矛盾を抱えており、コスト削減にはなじみません。

3点目に、入札の改善です。経済悪化のもとで仕事確保に苦しむ地元業者への支援は切実です。しかし、調整池維持管理では、大関・氷川調整池に聖和興業、滝台ビンダライ調整池維持管理にフタバ緑化産業、東吉田調整池に明哲開発株式会社、大池調整池に丸竹建設株式会社が、また、八街駅自由通路清掃業務はNTTファシリティーズが、庁舎等清掃業務はオーエンスなど同一業者が数年にわたって落札しており、入札のあり方が問われます。特に、庁舎清掃業務はオーエンスへの委託が8年目となり、さらに、公民館・図書館・老人福祉センター・スポーツプラザは4年目になります。これでは、業務の独占であり、入札の透明性・競争性・公平性を追求すべきであります。

また、低入札の改善も必要です。低落札もコスト削減につながっていると単純に評価はできません。特に、落札率85パーセント未満の工事で、工事成績の低下が顕著にあらわれると指摘されています。

また、そこで働く労働者の労働条件悪化にもつながります。そうした調査とともに最低制限価格制度の導入で、質の高い事業を確保すべきであります。

また、自治体が発注する事業のもとで働く労働者に自治体が定めた一定額以上の賃金を保障する公契約条例の制定は切実であります。

4点目に負担金についてであります。八ッ場ダム建設への710万円が執行されましたが、今後4千400万円、総額2億2千200万円の負担となります。水余りの状況で水確保の必要はありません。200年に一度規模の大雨にも、現在の河川で対応可能であることが明らかとなっています。ダム建設の理由はなく、きっぱりとダム建設撤退を県に要求すべきであります。

5点目に市民の暮らしを守る施策についてです。

まず、市民の安全を守る交通安全施設整備事業についてです。当初予算では794万円、150万円もの執行残となっていますが、この間、高価で導入できないとしてきた、より安全な高規格ミラー25基も設置できます。市民の要望に応えた設置をすべきであります。

次に、国保特別会計への繰り出しについてです。国の補助金の削減に伴い、各自治体は法定外の繰り出しをして、国保運営の健全化に努力しています。21年度国保会計の赤字は、健全化への努力を投げ出した結果であり、市民の健康を守る国保行政に、もっと力を入れるべきであります。

また、介護保険の低所得者利用負担対策助成制度についてです。この制度は20年度7月で打ち切りとなっています。保険料を払えない人が増加しており、保険料を払えなければサービスは利用できません。また、所得が低ければ、サービスの抑制をしなければならず、弱者を介護保険制度から排除すべきではありません。この制度を復活させ、誰もが安心して介

護保険制度を利用できるようにすべきであります。

衛生費では、がん検診・特定検診の自己負担が20年度から導入され、検診率が下がっています。国保の医療費は毎年2億円増え続けており、早期発見・早期治療の取り組みは医療費抑制にもつながります。市民の健康を守る取り組みとともに、医療費抑制への取り組みを重視すべきであります。

また、21年度からクリーンセンターでのプラスチック類の焼却が始まりました。CO₂の発生は、今まで以上に増大しています。京都議定書に基づく地球温暖化対策に逆行するものですが、いまだ、その取り組みはされておられません。早急に市全体のCO₂削減の計画を明確化させるべきであります。

八街市の基幹産業である農業・商工費は、決算総額のわずか2.2パーセントです。積極的な経済活性化への取り組みが求められています。農業振興費の9割は北総中央用水事業となっていますが、今、最も力を入れるべきは、野菜の価格低迷対策・後継者対策、農業機材・肥料等への支援ではないでしょうか。

また、商工費は前年度より若干の増加となっていますが、地元中小零細業者の仕事おこしは切実であり、経済効果の大きい住宅リフォーム助成制度の創設や市営住宅の改修など、生活密着型の公共事業など、思い切った対策が待たれています。

土木費では、文違1号線は大関調整池をつぶして改良され、このことにより、大雨による冠水は調整池の周辺・上流では一層拡大しています。人的災害を放置すべきではありません。最優先での解決が求められています。

教育費は、市の経費節減の予算編成方針のもとに、用務員・英語指導助手を業務委託していますが、偽装請負の疑いがあり、教育にコスト削減を持ち込むべきではありません。さらに、教育振興費は小学生1人あたり1万3千999円、中学生は1万6千735円であり、22年度はさらに減っています。文科省は平成19年から23年、学校図書館整備促進計画を策定し、その実現を求めています。図書費1人あたり、小学生は963円、中学生は1千58円では、到底整備に追いつきません。子どもたちに関わる予算は、経費節減の対象にすべきではありません。

また、不登校・長欠児への取り組みが、学校を挙げて進められていますが、マンパワー体制の一層の強化が必要です。未曾有の経済悪化の中で、就学援助費の支給額・支給世帯枠の拡充が必要です。21年度は、7億7千万円の剰余金となりました。教育予算を削減してまでの財政運営であってはなりません。

最後に、21年度は集中改革プランの最終年度となりました。5年間で55億円の不足を集中改革プランで確保するというものでしたが、その分はそっくり区画整理事業に投入するためのものとなりました。市民への負担強化は税の収納率の一層の低下を招いています。こうした市民生活の悪化・財政悪化をストップさせる市政運営が必要です。

この立場から、私は反対するものであります。以上です。

○議長（古川宏史君）

次に、小高良則議員の議案第12号に対する賛成討論を許します。

○小高良則君

私は、議案第12号、平成21年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

歳入に対しましては、大変厳しい財政の中、まだまだ努力、改善の必要はあると思います。全体的には、国からの助成等により、地デジテレビが各小中学校に導入され、設置され、また、各学校教員にもコンピューターが配置されるなどしております。全体的な金額は上がっておりますが、歳出面におきましては、厳しい財政のもと、一般市民のニーズにきめ細かく対応すべく配慮されているのではないかと考えます。その努力が随所に認められております。

先ほどの委員長報告の長さでも、皆さんおわかりだと思いますが、一生懸命やっている八街市、私は、それを見まして、平成21年度一般会計歳入歳出決算の認定に対しまして、賛成するものであります。

○議長（古川宏史君）

次に、林修三議員の議案第12号に対する賛成討論を許します。

○林 修三君

それでは、私は、議案第12号に賛成する立場から発言させていただきます。

まず、財政が大変ひっ迫して、困窮しているにも関わらず、八街市においては、税徴収のために特別な組織を組んで努力され、少しずつではありますけれども、その成果が出ております。そういった努力のもとでの収入を予算に配分し、そして決算の形になって、そして適正に行われていたことは、大いに評価できるものであります。

例えば、市民の健康を考えた諸検診や、前立腺がんをはじめとした、がん検診等に関わる非常に前向きな取り組みをされておきまして、市民もこれで安心して健康に気をつけながら過ごせるということが、この決算から伺われました。

さらには、市民の非常に深い関心事であります道路問題につきましても、国の助成を受けながら道路整備の幾つかの箇所がございましたし、また、特に排水の問題、これは市民の非常に大きな関心事でありますけれども、諸所排水整備がされておきまして、大変ありがたいことであります。この点につきましても、非常に市民も喜んでいるところであり、評価できることであります。

また、教育委員会の決算を見ますと、非常にこれも財政が厳しい中にも関わらず、交進小学校の校舎建築、あるいは、笹引小学校の校舎改築、八街東小学校の校舎改築、さらには、明許繰越の中での八街中体育館の耐震、あるいは武道館の建築、さらには実住小学校体育館の一部改修等、ハード面にわたって、予算のひっ迫の中で、前向きな取り組みをされておきまして、一人ひとりの子どもたちにとっても大変喜ばしいこととさせていただきます。

また、ソフト面においても、児童図書においては、年々図書数を増やしていただいております。また、必ずや、目標基準に合致していくものと思われ、そのことが学力との相関関係に期待されるものでございます。

また、文化財関係でも、市民に周知するための出前講座等が行われおり、あるいは郷土資料館においては、企画展を設定して、毎年市民に対する啓発、あるいは文化財の問題の周知に努力しているところをごさいます、ありがたいことをごさいます。

さらに、今後はソフト面の充実を教育の面でも、より一層取り組んでいただきたいことを願いながら、多岐にわたって評価できるこの決算に対して、賛成するものをごさいます。

○議長（古川宏史君）

次に、丸山わき子議員の議案第13号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

私は、議案第13号、平成21年度八街市国民健康保険特別会計予算歳入歳出決算の認定について反対するものであります。

国民健康保険特別会計は、「保険給付費が増える見込みの中、税徴収部門の独立や市税等徴収対策本部の成果を反映し、保険税の前年度より増額を見込み、一般会計の赤字補てん的な繰り入れをすることなく組まれた」と当初賛成討論のもと採択されてまいりました。しかし、21年度の決算は赤字となっております。経済悪化のもと、市民への徴収強化では解決しないことを証明したものであります。国保税の収納率は前年度をさらに下回り、42.38パーセントとなり、国保運営の悪化をさらに進めています。滞納世帯の66パーセントは200万円所得の世帯であり、さらに200万円以下の短期保険証発行は66パーセント、資格証明書の発行は84パーセントにもなっており、払いたくても払えない市民への制裁を強めても滞納は減らないことがわかります。

健康・命を守る国保にするための努力が必要です。国保悪化の大もとは、医療給付に対する国の補助金を削減して、さらに、収納率低下の自治体には交付金の削減という制裁を加え、本来なら国が責任を持つべき社会保障を投げ出してきたところにあります。全国の多くの自治体が、国保運営に行き詰っており、国は、その解消に広域化で対応しようとしています。しかし、国保は低所得者の加入者が多く、事業主負担がないため国の責任で支えなければ成り立たない制度です。国保広域化は、保険料アップが嫌なら受診抑制と国民に迫り、医療費削減を迫る後期高齢者医療制度の仕組みと全く同じです。後期高齢者医療制度の廃止を看板にしながら、同じ制度を導入し、国民に押し付けるものです。今、国保改善に向け、国に対し、補助金をもとに戻すことを要求すべきであります。

2点目に、払える国保税にすることです。収入がなくても課税している世帯割、人頭割の負担が収納率の低下を生み出しており、税の見直しをすべきであります。

3点目に、医療給付費の増大に対し、病気の早期発見・早期治療の取り組みを強化し、いかに医療費を抑えるかが必要です。社会保障としての国保制度とすることを強く求め、この決算に反対するものであります。

○議長（古川宏史君）

次に、小高良則議員の議案第13号に対する賛成討論を許します。

○小高良則君

議案第13号、平成21年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

我が国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成しています。しかしながら、急速な少子高齢化の進展、一昨年秋の金融危機以降の経済の低迷による所得の落ち込み、雇用失業情勢の悪化、国民の生活や意識の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変化してきております。

医療保険財政は、近年厳しい状況が続いております。このような中、昨年秋の政権交代により、マニフェストにある後期高齢者医療制度の廃止後の新しい高齢者医療制度を検討するとともに、市町村国保の広域化につながる見直しを行うことが挙げられており、市町村国保にも大きな影響を受けることが予想されています。

そこで、平成21年度の本市の状況ですが、保険税収入額そのものの伸びは鈍化しておりますが、徴収率については、全国的に徴収率の伸びが見られない中、市税等徴収対策本部のさまざまな施策の成果により、若干ではあるものの向上しております。また、保険給付費について、団塊の世代を問わない退職者の増加、被保険者の高齢化などから、前年度より約2億円、4パーセントの伸びとなっており、結果として、保険税が当初予算から約8千万円も減り、保険給付費は当初予算から約6億円も増加しております。国保会計が収入に応じて医療給付費等の支出を抑制することができないため、国保財政調整基金から約5千万円の繰り入れ、一般会計から約9千万円の制度外繰り入れを行っていますが、残念ながら、会計全体で歳入が歳出に不足をすることとなり、それを補うため、平成22年度予算の歳入を繰り上げて充用することとなってしまいました。収支不足額は、約1億5千万円となりましたが、このような場合、保険税の値上げも仕方ないところ、改正することなく、また、この額で済んだことは、現状としてでき得る最善の対応をした結果であると思われ、これら担当課の国保事業運営への取り組みは、評価するに値するものと考えます。

国保担当者におかれましては、いまだ好転の兆しが見られない中、このような変革期において保険者として、責務を十分に認識しつつ、引き続き、市税等徴収対策本部を中心に徴収率向上に向けた施策を展開し、また、新たな医療制度での的確な対応を図るとともに、より安定した国保事業の運営に取り組んでいただけるものと期待も含め、平成21年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成するものであります。

○議長（古川宏史君）

次に、丸山わき子議員の議案第15号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

議案第15号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対し、反対するものであります。

後期高齢者医療制度が75歳以上の人を国保や健保から締め出し、高い負担を無理やり徴収しながら、必要な医療を受けられなくする最悪の制度でございますが、さらに、保険料は2年ごとに改定され、どんどん引き上げられ、情け容赦なしの保険料負担を高齢者に押しつけるという制度であります。

決算委員会では、軽減措置があるという賛成討論がありました。今年8月からは、保険料滞納者には短期保険証が発行されています。安易な滞納制裁はすべきではありません。保険で受けられる医療内容の差別・制限に関しても、その内容が明らかになり、75歳という年齢で差別することがはっきり打ち出されました。

後期高齢者医療診療費は、検査、画像診断、処置、医学管理をすべて含んで、定額制、つまり包括制で6千円が原則です。通常の診療では、幾ら検査や治療をしても、医療機関には、月6千円の報酬しか支払われません。個々の患者の症状に応じて、丁寧に検査や治療をすればするほど、医療機関の持ち出しが増えることとなります。このため、医療機関は必要な検査や治療であっても、回数が増やせなくなるのが懸念されます。75歳以上の医療内容の悪化につながることは明確であります。

民主党は、後期高齢者の廃止を公約して政権についたのにも関わらず、新制度を作るまで現行制度を維持するとして公約を反故しています。その新制度を検討している厚労省の高齢者医療制度改革会議が、このほど中間を取りまとめ、報告しています。サラリーマンと、その被扶養者の高齢者は、組合健保や協会健保など被用者保険に入り、それ以外の大多数の高齢者は、国民健康保険に加入し、現役世代とは別勘定にして、都道府県単位で財政運営をする制度に組み込むというものです。結局は、新制度も高齢者を別勘定にした、医療費抑制・高齢者負担増の現行制度の根本欠陥を引き継ぐ制度であり、姥捨て山の存続にほかなりません。高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは、政治の重要な責任です。後期高齢者医療制度を速やかに廃止して、もとの老人保健制度に戻すとともに、国庫負担を抜本的に増額し、さらに高齢者の窓口負担の無料化や保険料負担の軽減を図っていく改革が求められるものでございます。

以上の立場から、議案第15号に反対するものであります。

○議長（古川宏史君）

次に、山口孝弘議員の議案第15号に対する賛成討論を許します。

○山口孝弘君

議案第15号、平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場から討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上のすべての方々が安心して医療を受け続けられるよう将来にわたり、国民皆保険を維持するため、若い世代を含めたすべての世代が支え合う医療制度として、平成20年4月から開始されました。

制度開始当初は混乱等が生じたため、保険料負担軽減策や納付方法の選択制など、制度改善策がたびたび講じられましたが、平成21年度の状況として、保険料軽減措置は維持されており、被保険者の負担軽減は継続されております。

また、後期高齢者医療制度では、都道府県単位の広域連合が運営主体となるため、広域化による財政基盤の強化が図られ、高齢者に適切な医療給付が行われたと思っております。

このことから、平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、

賛成いたします。

○議長（古川宏史君）

次に、丸山わき子議員の議案第16号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

議案第16号、介護保険特別会計歳入歳出決算に対する反対をいたします。

平成21年度は、第4期介護保険事業の初年度となり、保険料の見直しで5パーセントの引き上げが行われました。普通徴収保険者の3分の1が滞納者であり、年々収納率が低下する中での引き上げとなり、その結果、滞納者1千人を超え、収納率の一層の低下を招くこととなりました。

決算の状況は基金への積立をし、さらに22年度へ8千200万円もの繰り越しがあります。滞納者を一層増やす引き上げの根拠がないことを改めて明らかにしています。この間も県下ワースト1の汚名があるのにも関わらず、滞納世帯・低所得者への救済対策もないままの引き上げは、弱者切り捨てと言わざるを得ません。基金を活かして保険料の引き下げを求めるものであります。

滞納者1千23人のうち663人分が不納欠損となっています。保険料を納められない人が、サービスを受けることは困難であることは明らかであり、高齢者福祉計画・介護保険事業計画にあたり、市が実施したアンケート調査の中でも、サービス利用料が高いと答えている人が32パーセントを占め、サービスを利用したことがない理由に「自己負担が大きい」と10.8パーセントの方が答えています。

こうした調査結果を踏まえ、自治体独自のサービス利用軽減対策を実施すべきであります。

地域包括支援センターの取り組みとして、ひとり暮らし・高齢者世帯に対して安心して暮らせる制度の充実や、すべての高齢者・市民を対象にした介護予防への積極的な取り組みが必要です。

以上の立場から反対するものであります。

○議長（古川宏史君）

次に、山口孝弘議員の議案第16号に対する賛成討論を許します。

○山口孝弘君

議案第16号、平成21年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論させていただきます。

平成21年度に介護保険料の引き上げがされましたが、急激な上昇を抑えるために基金を繰り入れ、急激な上昇を抑えたことに対して評価できるものであります。

また、各サービス、例えば介護予防事業では、特定高齢者の把握を行い、また、その把握を行った上で、介護予防教室を開催し、運動機能の向上、生活機能の維持・向上を図っており、また、在宅の要介護高齢者のおむつ代の助成、高齢者配食サービスなど、さまざまな施策がされております。

今後のさらなる施設入所、待機者の解消、そして各サービスの充実を期待いたしまして、

平成21年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算について賛成いたします。

○議長（古川宏史君）

次に、丸山わき子議員の議案第17号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

議案第17号、学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算に対し、反対いたします。

不況・貧困と格差のもとで、給食費の収納率は年々低下し、21年度は90パーセントを割るという事態を迎えています。21年度、教育委員会は給食費の滞納防止として、学校給食受給確認書という誓約書を親に書かせていますが、その効果はなく、教育に誓約書を持ち込むということ自体問題であり、直ちに廃止をすべきであります。

平成19年、文科省スポーツ・青少年局長は、給食費の未納問題への適切な対応とするため、全国的な調査を実施し、給食費未納問題の対応について留意事項を通知しています。滞納世帯の約3分の1は経済的理由としており、就学援助制度の活用や全国的な先進例として、PTA役員の協力、直接集金による親の自覚を促すことなどを促しています。積極的な対応を求めるものであります。

第1調理場が委託となり、23年度以降も委託の方向ですが、安全で安心の給食を子どもたちに提供していくのには問題があります。全国各地で、自治体の業務委託も偽装請負として指摘を受け、是正されるケースが出ています。偽装請負は、実際には労働者派遣事業であるのに、請負という形で派遣労働に係る規制を免れ、法律に違反して安上がりに人を働かせ、ワーキングプアをつくり出す脱法行為、違反行為であります。

八街市の学校給食調理業務の民間委託については、この間、示されてきた厚生労働省の文書に照らせば、偽装請負にあたるのではないかとということです。食材を市が調達すること、栄養士がしっかり調理師に指示すること。調理師の作業手順を詳細に文書で定めておくこと。これらのことは、学校給食の調理業務を民間委託するにあたり、市として公的責任を果たすために行ってきたことですが、業務委託・請負契約としてやると、請負としての独立した事業の形を崩してしまうことになり、偽装請負となるわけです。結局は直接雇用、市の直営でなければ、学校給食を責任ある形で実施することはできないということは明らかです。

また、コスト削減のために給食調理業務が委託されたものですが、教育の場にコスト削減はなじみません。栄養士・調理員・教職員・地域が一丸となって食育を充実させていくためにも直営に戻すことが求められていると思います。

以上の立場から、議案第17号に反対するものであります。

○議長（古川宏史君）

次に、林修三議員の議案第17号に対する賛成討論を許します。

○林 修三君

それでは、私は、議案第17号、平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

現在、八街市での学校給食は、ご存じのように給食センターで作ったものを配送形式とし

で行っていただいております。安価かつ安心・安全に子どもたちの食をとれるように努力していただいております。

また、学校給食事業というのは、限られた時間内に大量の給食を、特に安全性を確保しながら調理し、確実に配食しなければならないという厳しい条件の中、平成21年度においては、適切に管理運営されたことが認められます。

また、年間給食実施についても、できるだけ学校経営に支障がないように、多くの回数について実施いただいております。

また、さらに児童・生徒や保護者に聞いてみても、特に大きな問題も聞こえてきませんし、おいしい給食をいただいているという声が聞かれます。

また、給食献立に地産地消を取り入れ、地域の農業振興にも効果をもたらしていただいております。さらに栄養士さんが学校訪問を行い、給食指導を行っており、児童・生徒の給食、あるいは食に対する理解も深まっております。

なお、平成20年度から第1調理場の調理業務を委託しておりますが、法令を遵守し、現時点においては、直営の第2調理場と同様に、適切、効率的に運営されていることが認められます。

よって、議案第17号、平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について賛成するものでございます。

○議長（古川宏史君）

次に、丸山わき子議員の議案第18号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第18号、平成21年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算について反対するものであります。

21年度は、22年度からの下水道料金引き上げのための下水道使用料改定業務委託がされ、市民負担増の準備がされました。景気低迷、所得の減少で市民生活が深刻となっている真ただ中での引き上げは、到底納得のいくものではございません。印旛沼流域の自治体の中で、10立法メートルあたりの基本額が一番高い下水道料金をさらに引き上げ、下水道使用料を平均17.5パーセント、総額4千万円の負担増を下水道使用者に押し付けるものであり、負担能力のある使用者ほど引き上げ率が低く、市民の暮らしを一層直撃するものです。市民に対し、受益者負担の名のもとに、負担増を押し付けるべきではありません。

市税収をはじめ、国保税・介護保険料・給食費など収納率は低迷しており、市民生活は深刻な状況となっています。今、取り組むべきは、引き上げではなく、市民負担の軽減であります。

また、下水道事業の企業努力をさらに進め、建設費のコスト縮減、接続率を一層高めるための取り組みを重視すべきであります。

21年度は、24件の工事発注がされていますが、3分の1は低落札となっています。工事の落札率85パーセント以下では、工事成績の低下、受注業者へのしわ寄せが見られると

されており、落札の改善を求めるものであります。

大池第三雨水幹線・調整池整備工事についてですが、この間、14億7千900万円が投入されてきました。今、財政難の中で、最優先に進めなければならない事業ではありません。

また、排水管は降雨量1時間あたり50ミリに対応したものであり、八街市では、この間、77ミリを記録しています。大雨には到底対応できないことは明らかです。

この幹線事業に多額の税金を投入してまで、推進すべきではありません。凍結して見直しをすべきであり、反対するものであります。

○議長（古川宏史君）

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第12号、平成21年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（古川宏史君）

起立多数です。議案第12号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第13号、平成21年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（古川宏史君）

起立多数です。議案第13号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第14号、平成21年度八街市老人保健特別会計特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第14号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第15号、平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（古川宏史君）

起立多数です。議案第15号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第16号、平成21年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（古川宏史君）

起立多数です。議案第16号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第17号、平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（古川宏史君）

起立多数です。議案第17号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第18号、平成21年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（古川宏史君）

起立多数です。議案第18号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第19号、平成21年度八街市水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第19号は、原案のとおり認定されました。

決算審査特別委員会に付託された案件については、ただいま本会議において、すべて認定されました。

これで、決算審査特別委員会を解散いたします。

日程第4、発議案の上程を行います。

発議案第11号の提案理由の説明を求めます。

○鯨井眞佐子君

発議案第11号について、ご説明をさせていただきます。

発議案第11号、TPP交渉への参加反対に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年12月14日提出。

八街市議会議長、古川宏史様。

提案者、八街市議会議員、鯨井眞佐子。

賛成者、湯淺祐徳議員、同じく山本邦男議員、同じく中田眞司議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

TPP交渉への参加反対に関する 意見書（案）。

去る11月14日、菅直人内閣総理大臣は、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP＝トランス・パシフィック・パートナーシップ）の協定交渉参加国首脳会合（9カ国）にオブザーバーとして出席し、経済連携を進める考えを表明しました。

また、政府が11月30日の「食と農林漁業の再生推進本部」で検討を始めた農業対策は、アメリカなどが交渉するTPPへの参加を判断する前提と考えられます。

TPPは、原則としてすべての物品について関税を撤廃する自由貿易協定であることから、TPP交渉に参加し、関税が撤廃された場合、農林水産省の試算によると、海外からの安い農産物が大量に流入し、農業生産額が4兆円に半減、また、実質GDP8兆円減、また、340万人雇用減、自給率が40パーセントから14パーセントへ下落などといった試算を出しています。このことは、本市の基幹産業である農業が、壊滅的な打撃を受けるばかりではなく、食品加工等関連産業、さらには地域経済にも深刻な影響を及ぼすこととなり、人口の流出や産業・経済の疲弊と崩壊を招くことも懸念されます。

よって、政府におかれましては、我が国及び本市農業の安定かつ継続的な営農を進めるための必要な措置を講ずるとともに、食料自給率の確保・向上を図るため、国民的議論がないままTPP交渉に参加することのないよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月。

八街市議会議長、古川宏史。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、国家戦略担当大臣、内閣官房長官あて。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（古川宏史君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第11号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川宏史君)

ご異議なしと認めます。

これから、発議案第11号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○丸山わき子君

これは、何としてでも地域経済の壊滅的な状況になるということで、断固反対していかなければならないというふうに、私も思っております。

次に、住民の方からの請願も出ています。

まず1点、お伺いしたいのは、本市の基幹産業である農業が、壊滅的な打撃を受けるというふうに指摘しておりますが、実際、八街市はどのような試算をされているのか。その辺は提案者はどのように理解されているのでしょうか。

○鯨井眞佐子君

数字的なものは、ここに持ってきておりませんが、いずれにしても、我が市では農業が基幹産業となっておりますので、このご提案を、ぜひ、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○丸山わき子君

もう1点、ここでは、農業の問題を取り上げております。しかしながら、それはTPPというのは、農業にとどまらないで、労働市場まで開放していくという、大変な内容を持っているかと思いますが、その辺については、どのように認識されての提案なんのでしょうか。

○鯨井眞佐子君

我が市では、先ほど申し上げましたように、農業が基幹産業でございますので、そういった点でも、相当な農家さんとか、農業の加工品とか、そういったものに関しても大変影響が大きいかなという思いで、今回、提案させていただいております。

○議長(古川宏史君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川宏史君)

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

発議案第11号についての討論を許します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川宏史君)

討論がなければ、これで発議案第11号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

発議案第11号、TPP交渉への参加反対に関する意見書の提出についてを採決します。
この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。発議案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、請願の上程を行います。

請願第22-3号の紹介議員の説明を求めます。

○右山正美君

それでは、請願第22-3号、環太平洋戦略的連携協定（TPP）への加入に反対する意見書提出を求める請願について説明をさせていただきます。

請願者は、八街市八街市は18、農民運動千葉県連合会代表、大木傅一郎、同じく、印旛農民センター会長、鈴木勝雄様です。

紹介議員は、丸山わき子議員、そして、私、右山正美です。

請願趣旨を読み上げて、提案にかえさせていただきますが、若干、補足説明をさせていただきますと思います。

菅民主党政権は、農業のためにほかの産業が、だめになってもいいのかと言わんばかりにTPP参加を急ごうとしています。この背景には、車を中心とした輸出大企業のもくろみがあります。TPPに参加し、100パーセントの自由化をした場合、それに得られる実質GDPの増加は、内閣府の試算でも、わずか0.48パーセントから0.65パーセントにしかありません。

国内に与える影響は、農林水産省の試算で、農産物生産額が年間4兆1千億円減少、食料自給率は、先ほどもありました40パーセントから14パーセントに減少してしまう。農業の多面的機能が失われることによる損失額は3兆7千億円に上るとされています。

さらに農業関連産業も含めたGDPが年間7兆9千億円減少し、そのために340万人の雇用が失われるとしています。このように、農業だけでなく、産業の空洞化も招き、雇用も中小企業も地域経済にも大きな被害を及ぼします。

千葉県の農林水産政策課が国の農林水産省の算出方法に基づき、算出した試算によりますと、県内の総生産額、約4千216億円のうち、少なくとも3分の1、約1千380億円が減少いたします。

県内では、米は県内産の9割が外国産に取ってかわるとされており。また、落花生、畜産品など、わずか8品目しか試算を上げていませんが、今でも中国野菜などに県内農業は圧迫されていますが、野菜や園芸など、関係するほかの部署も多大な打撃を受けるとしています。

八街市でも千葉県の試算どおりですと、耕種が24パーセント減少、落花生は40パーセント、畜産は59パーセント減少し、壊滅的影響を受けることは間違いありません。

今、求められることは、各国の食料主権を尊重する貿易ルールを確立し、関税・輸入規制

措置など、必要な国境措置を維持・強化することにあると思います。

それでは、請願趣旨にのっとり、提案させていただきます。

6月18日に閣議決定された「新成長戦略」では、2020年までに実現する目標として、FTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）をアジア、太平洋、さらにインドやEUと結ぶことを「工程表」にしています。

菅首相は、臨時国会の冒頭、所信表明演説で「TPP（環太平洋戦略的連携協定）交渉への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指す」と突如表明しました。

APEC（アジア太平洋経済協力）首脳会議の議長国を務めることを期に、その道筋を作り、自由化路線を一気に加速させようとするものです。

TPPは、原則すべての品目の関税を撤廃し、例外なく自由化する協定です。農水省の試算は、もし締結した場合、我が国の食料自給率は14パーセントに急落し、米の生産量は90パーセント減少すると、衝撃的な事態を想定しています。千葉県農業への影響は、平成20年度比で33パーセントも農業算出額が減少、1千380億円減少するとしています。

9月7日に発表された農業センサスは、この5年間で農業就業者が22パーセントも減り、その平均年齢は65.8歳と、日本農業の危機的な姿を報じています。こんな状況を放置し、その上、自由化では食料自給率の向上など考えられません。

日本の農産物平均関税率（2000年協定税率）は11.7パーセントと、EUの19.5パーセントより低い水準で、決して問題視されるようなものではありません。農業に市場原理を持ち込み、国際競争力やコスト削減、大規模化、6次産業化をどのように声高に言われても、今の農家にそんな体力はありません。国民の9割は自給率の向上、国内産を求めています。世界の声は食料の増産、10億を超える飢餓の解消です。

以上の趣旨から、どうか、これ以上の失望に歯止めをかけるため、下記の事項について、政府・関係機関に意見書を提出されますようお願いいたします。

請願項目。

1. TPPへの加入を中止し、食料自給率を引き上げ、各国の食糧主権を尊重した貿易ルールづくりに力を発揮すること。

平成22年11月22日提出。

八街市議会議員、古川宏史様。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（古川宏史君）

日程第6、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第9号を一括議題とし、採決は分割して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第9号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、ここに平成22年12月第5回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともご多用のところご参集いただき、誠にありがたく御礼申し上げます。

提案理由の説明に入ります前に、私の市政運営の基本方針に関し、所信を述べさせていただきます。

私は、先頃行われました市長選挙におきまして、多くの方々のご支持を賜り、第6代八街市長に就任いたしました。市民の皆様より付託いただきましたことを大変誇りに思うと同時に、街の未来を築くという使命を担うことの重さを痛感しております。大任を与えていただいた市民の皆様のご期待にお応えできるよう、全身全霊を自らの職責に捧げる覚悟でございますので、議員の皆様方にもご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、八街市は、先人が守り続けてきた豊かな自然や風土、温かい人情あふれる人々に支えられながら、歴代市長のリーダーシップによって、北総の中核都市として発展してまいりました。

八街市総合計画2005の将来都市像である「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」を目指して、一貫した街づくりの基本姿勢が、今日までの発展を支えてきたものであると考えております。

今後の市政運営にあたりましては、歴代市長が作り上げてこられた街づくりの成果の上に立ちつつ、さらに時代の変化に対応しながら、新たな課題に挑戦してまいります。

私は、「活力と希望あふれる八街」をつくるために、8つの街づくりを政策目標に掲げました。市民の参画と協働のもと、着実に取り組みを進めてまいります。

以上のような考え方を基本とし、具体的な市政運営の概要についてご説明申し上げます。

1つ目は、健全財政を堅持する街づくりです。限られた財源を効率的で効果的に活用する行財政改革を進め、市民の満足度の向上を図ってまいります。

本市では、これまでも行財政改革に積極的に取り組み、給料の減額措置や職員数の適正化など、人件費総額の抑制を図ってまいりました。今後も職員の適材適所な配置を行い、簡素で効率的な行政運営を目指してまいります。

また、財政面においては、歳入の確保はもとより、歳出面においても総見直しを行い、受益者負担の適正化を含め、さらなる行財政改革を推進してまいります。

2つ目は、子育て支援充実の街づくりです。子育ては、社会全体で応援する必要があり、若い世代が安心して子供を産み、育てられる環境を整えることが大切です。今日の少子化の原因に、経済的負担への不安をあげる若い世代が多いことから、児童医療費助成を、現在、小学校6年生まで行っておりますが、早期に義務教育である中学校3年生まで拡充いたします。

また、働くお母さんを支援するため、保育園の待機児童解消に積極的に取り組んでまいります。

3つ目は、安心して安全な街づくりです。間もなく完成いたします駅前交番をはじめ、安心して安全な街づくりには、警察力は必要不可欠であり、早期の八街警察署設置を目指してまいります。

また、市内の交通渋滞緩和のため、八街バイパスの早期完成と、市内道路交差点に右折車線設置を計画的に推進してまいります。

4つ目は、便利で快適な活気あふれる街づくりです。八街駅北側地区の区画整理事業により、駅北口の開設や南北を結ぶ自由通路の完成で、市民の利便性は格段に向上いたしました。今後は、朝夕の快速電車の増発を目指し、通勤通学者の利便性の向上を図ってまいります。

また、榎戸駅につきましても、東口の開設に向けJRとの交渉を開始しており、早期開設に向け取り組んでまいります。

5つ目は、子どもたちのための教育環境の整う街づくりです。未来の八街を担う子どもたちの教育環境の整備は、重要課題の1つであり、朝陽小学校の校舎建て替えは、早期に実施すべきものと考えております。

また、耐震補強すべき校舎についても、計画的に実施計画を立て、取り組んでまいりたいと考えております。

6つ目は、健康と思いやりあふれる街づくりです。市では、現在さまざまな検診事業を実施しておりますが、受診率は25パーセントから30パーセントと低受診率にとどまっております。そこで、新たに人間ドック検診の費用助成について検討し、健康保持・健康増進を図ってまいりたいと考えております。

また、女性特有のがんの1つであります、子宮頸がんにつきましても、ワクチンにより予防できる唯一のがんと言われており、早期にワクチン接種時の費用助成を検討してまいります。

7つ目は、農業・商業・工業を大切にする街づくりです。本市の基幹産業である農業につきましては、JA等関係機関と連携して、八街産ニンジンのブランド化や、落花生・里芋を使った産地グルメの推進をしてまいります。

また、商工会議所と連携し、駅周辺の空き店舗を活用した、にぎわいを創設できる施設整備や、地元業者の受注機会の拡大を図るなど、農業・商業・工業が活気ある街づくりを目指してまいります。

8つ目は、高齢者が生き生きと生活できる街づくりです。本市においても、少子高齢化や核家族化が進行する中、ひとり暮らしの高齢者が多くなってきております。このような、ひとり暮らしの高齢者世帯への訪問制度を確立し、安否確認や高齢者の相談相手となれるような制度を構築してまいりたいと考えております。

以上、概略ではございますが、私が目指します街づくりの基本方針でございますので、ご理解とご協力を改めてお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました議案についてご説明いたします。

本定例会に提案いたしました案件は、市道路線の変更及び認定、平成22年度八街市一般

会計補正予算ほか特別会計の補正予算、一部事務組合の規約等改正に関する協議の合計9議案でございます。

議案第1号は、市道路線の変更についてでございます。これは、市道一区52号線について、道路用地の寄附により市道223号線への接続が可能となったことから終点を延長するため変更するものでございます。

議案第2号は、市道路線の認定についてでございます。これは市道一区64号線ほか6路線について、道路用地の寄附及び開発行為等により帰属された道路を新たに市道として認定するものでございます。

議案第3号は、平成22年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に3億7千84万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を182億8千509万3千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金2億2千236万円、県支出金4千967万4千円、財政調整基金繰入金3億4千711万3千円を増額し、市税2億8千万円を減額するのが主なものでございます。歳出につきましては、生活保護費2億3千570万円、障害者自立支援給付事業費1億700万7千円、児童扶養手当支給費2千701万3千円、後期高齢者医療事業費2千665万4千円、介護保険特別会計繰出金3千796万2千円、道路排水施設整備事業1千100万円を増額し、給与改定等に伴う人件費1億1千734万5千円を減額するのが主なものでございます。

議案第4号は、平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に5億6千951万円を増額し、歳入歳出予算の総額を81億9千676万8千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金の療養給付費等負担金1億3千585万1千円、療養給付費交付金1億3千794万1千円、前期高齢者交付金1億9千320万1千円を増額するのが主なものでございます。歳出につきましては、一般・退職被保険者療養給付費負担金等5億7千230万4千円、一般・退職被保険者高額療養費負担金1億467万9千円を増額し、後期高齢者支援金1億507万1千円を減額するのが主なものでございます。

議案第5号は、平成22年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。この予算は、既定の予算に1億9千331万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を31億3千939万1千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫・県支出金の現年度分介護給付費負担金6千922万3千円、支払基金交付金の現年度分介護給付費交付金6千389万9千円、一般会計繰入金3千796万2千円を増額するのが主なものでございます。歳出につきましては、介護サービス等諸費給付事務1億7千511万2千円、高額介護サービス費給付事務1千606万6千円、特定入所者介護サービス等諸費給付事務2千181万4千円を増額し、基金積立金3千102万5千円を減額するのが主なものでございます。

議案第6号は、平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてでございます。この予算は、既定の予算から812万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億1千461万3千円とするものでございます。歳出につきましては全額が人事異動等に伴

う人件費の減額で、歳入につきましては、同額を一般会計繰入金から減額するものでございます。

議案第7号は、平成22年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。この予算は、既定の予算に2億7千410万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を10億1千661万9千円とするものでございます。歳入につきましては、市債2億8千480万円を増額し、一般会計繰入金949万1千円を減額するのが主なものでございます。歳出につきましては、公債費2億8千21万8千円を増額し、一般職員人件費610万9千円を減額するものでございます。

議案第8号は、平成22年度八街市水道事業特別会計補正予算についてでございます。収益的収入につきましては、既定の予算に1千576万1千円を増額し、収益的収入の総額を11億2千402万1千円とするもので、県補助金1千517万8千円を増額するのが主なものでございます。収益的支出につきましては、既定の予算に3千344万5千円を増額し、収益的支出の総額を11億3千375万8千円とするもので、配水及び給水費3千272万8千円を増額するのが主なものでございます。資本的支出につきましては、既定の予算に39万6千円を増額し、資本的支出の総額を6億4千740万8千円とするもので、全額が拡張整備費の人件費を増額するものでございます。

議案第9号は、印旛郡市広域市町村圏事務組合の経費の支弁方法の変更及び印旛郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。これは、印旛郡市広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の変更に伴い、関係市町の負担金の負担割合の変更及び印旛郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第286条第2項の規定により関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（古川宏史君）

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

明日15日は、午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。

12月20日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は12月16日、午後4時までに通告書を提出するようお願いいたします。

この後、議会運営委員会を開催しますので、関係する委員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでございました。

（散会 午後 3時45分）

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 閉会中の継続審査の件
議案第12号から議案第19号
委員会報告、質疑、討論、採決
4. 発議案の上程
発議案第11号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
5. 請願の上程
請願第22-3号
紹介議員の説明
6. 議案の上程
議案第1号から議案第9号
提案理由の説明

.....

（9月定例会継続審査）

- 議案第12号 平成21年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第13号 平成21年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第14号 平成21年度八街市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第15号 平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第16号 平成21年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第17号 平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第18号 平成21年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第19号 平成21年度八街市水道事業会計決算の認定について

（12月定例会）

- 発議案第11号 TPP交渉への参加反対に関する意見書の提出について
- 請願第22-3号 環太平洋戦略的連携協定（TPP）への加入に反対する意見書提出を求める請願
- 議案第1号 市道路線の変更について
- 議案第2号 市道路線の認定について
- 議案第3号 平成22年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第4号 平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第5号 平成22年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第6号 平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について
- 議案第7号 平成22年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 8 号 平成 22 年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第 9 号 印旛郡市広域市町村圏事務組合の経費の支弁方法の変更及び印旛郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

+

+

+

+

+